

(第一類 第七号)

第七十七回国会
衆議院

社会労働委員会 議録 第十一号

(三三三)

昭和五十一年五月十八日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 熊谷 義雄君

理事 住 栄作君

理事 戸井田三郎君

理事 山下 徳夫君

理事 村山 富市君

理事 伊東 正義君

理事 大橋 武夫君

理事 瓦 力君

理事 菅波 茂君

理事 高橋 千寿君

理事 野原 正勝君

理事 橋本龍太郎君

理事 山口 敏夫君

理事 島本 虎三君

理事 森井 忠良君

理事 寺前 巖君

理事 岡本 富夫君

理事 小宮 武喜君

出席國務大臣

厚生 大臣 田中 正巳君

出席政府委員

厚生省環境衛生局長 松浦十四郎君

厚生省環境衛生局長 山下 眞臣君

厚生省環境衛生局長 伊藤 和夫君

通商産業大臣官房審議官

警察庁刑事局保安部公害課長 浜田 栄次君

環境庁水質保全局企画課長 西村 純幸君

通商産業省立地公害局公害防止指導課長 弓削田英一君

委員外の出席者

第一類第七号

社会労働委員会議録第十一号

昭和五十一年五月十八日

五月十七日

医療制度等の改善に関する請願(田中美智子君紹介)(第四九〇二号)

同(寺前巖君紹介)(第四九〇三号)

同(枝村要作君紹介)(第四九〇六号)

通商産業省生活産業局紙業課長 沢田 仁君

海上保安庁警備救難部海上公害課長 佐藤 弘毅君

労働省労働基準局補償課長 溝邊 秀郎君

建設省都市局下水道部公共下水道課長 遠山 啓君

建設省住宅局建築指導課長 大田 敏彦君

日本国有鉄道環境保全部次長 渡辺 和美君

社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

同(中島武敏君紹介)(第四九八五号)

同(大橋敏雄君紹介)(第五〇七八号)

短期雇用特別被保険者の失業保険金改善に関する請願(多田光雄君紹介)(第四九〇八号)

医療保険制度の確立に関する請願(庄司幸助君紹介)(第四九〇九号)

同(田中美智子君紹介)(第四九一〇号)

同(中野雅弘君紹介)(第四九八九号)

同(増本一彦君紹介)(第四九八〇号)

同(石母田達君紹介)(第五一三〇号)

同(田中美智子君紹介)(第五一三二号)

同(多田光雄君紹介)(第五一三三三号)

同(寺前巖君紹介)(第五一三四号)

同(中川利三郎君紹介)(第五一三五号)

同(平田藤吉君紹介)(第五一三六号)

同(岡本富夫君紹介)(第五一三七号)

全国一律最低賃金制確立等に関する請願(辻原弘市君紹介)(第四九一一号)

同(村山富市君紹介)(第四九一二号)

同(島本虎三君紹介)(第五〇五〇号)

同(外一件)村山富市君紹介(第五〇五一号)

同(島本虎三君紹介)(第五一〇三三号)

同(中澤茂一君紹介)(第五一〇四号)

同(外一件)村山富市君紹介(第五一〇五号)

政府関係法人における労働条件改善等に関する請願(中村茂君紹介)(第四九一三三号)

同(板川正吾君紹介)(第五〇〇〇号)

同(中村茂君紹介)(第五〇〇一〇号)

同(下平正一君紹介)(第五〇八四号)

社会保障制度改善等に関する請願(井上泉君紹介)(第四九一四号)

同(江田三郎君紹介)(第四九一五号)

同(小川省吾君紹介)(第四九一六号)

同(川崎寛治君紹介)(第四九一七号)

同(小林信一君紹介)(第四九一八号)

同(坂本恭一君紹介)(第四九一九号)

同(佐藤観樹君紹介)(第四九二〇号)

同(島本虎三君紹介)(第四九二二二号)

同(竹村幸雄君紹介)(第四九二二三号)

同(中村茂君紹介)(第四九二三四号)

同(日野吉夫君紹介)(第四九二四五号)

同(古川喜一君紹介)(第四九二五六号)

同(美濃政市君紹介)(第四九二六七号)

同(森井忠良君紹介)(第四九二七八号)

同(山口鶴男君紹介)(第四九二八九号)

同(米内山義一郎君紹介)(第四九二九〇号)

同(外一件)江田三郎君紹介(第五〇〇五号)

同(沖本泰幸君紹介)(第五〇〇六号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第五〇〇七号)

同(小林進君紹介)(第五〇〇八号)

同(見玉末男君紹介)(第五〇〇九号)

同(外一件)佐藤観樹君紹介(第五〇一〇号)

同(鈴切康雄君紹介)(第五〇一一号)

同(外一件)田口一男君紹介(第五〇一二号)

同(高田富之君紹介)(第五〇一三三号)

同(土井たか子君紹介)(第五〇一四四号)

同(辻原弘市君紹介)(第五〇一五五号)

同(外一件)日野吉夫君紹介(第五〇一六六号)

同(平林剛君紹介)(第五〇一七七号)

同(藤田高敏君紹介)(第五〇一八八号)

同(古川喜一君紹介)(第五〇一九九号)

同(鬼木勝利君紹介)(第五〇二〇〇号)

同(森井忠良君紹介)(第五〇二一一号)

同(八木昇君紹介)(第五〇二二二号)

同(山口鶴男君紹介)(第五〇二三三三号)

同(外一件)米内山義一郎君紹介(第五〇二四四号)

同(安宅常彦君紹介)(第五〇二五五号)

同(江田三郎君紹介)(第五〇二六六号)

同(大柴滋夫君紹介)(第五〇二七七号)

億、それから尿処理施設におきまして二千四百十億、それから産業廃棄物の処理施設、これは地方公共団体が設置する分のみでございますが、これにつきましては九百六十億、それから予備費につきまして四百六十億、合計一兆一千三百億、そういう内容を概算決定いたしておるわけでございます。

○島本委員 そうすると、この割合、パーセンテージはどうなりますか。

○山下政府委員 正確な計算はいまだしておりませんが、ごみ処理が約七〇%、尿処理が約二〇%、産業廃棄物関係が一〇%弱、そういうふうな数字になるかと存じます。

○島本委員 そうすると、当然産業廃棄物関係の処理施設は一番少ない。これは考え方によって当然です。しかし、あくまでも産業廃棄物である以上これは事業者それぞれが施設しなければならぬ、処理しなければならぬという原則があるから、この緊急を要するいまの状態では産業廃棄物の対策、こういうようなものがあつて、それからいま緊急性を帯びてきているわけであります。そうすると、この対策はいままでのようにして、恐らく七千七百四十億がごみ関係、それから尿処理が二千四百十億、それから今度は産業廃棄物関係が九百六十億、こういうような割合のようでありまして、金の面だけ対策じゃないはずだから、今度はきちっとやるのでなければ方々これから環境破壊と公害が別な意味で発生してくる。この辺を手抜きしてはならないのであります。これは同じ行政で同じように考えてはならないものであります。ある場合には指導しなければならぬ、同時にこれの強力な管理をしなければならぬ、ある場合には罰則を適用しなければならぬ、こういう場合もあるものであります。どうも厚生省はえてしてこの産業廃棄物の場合には余り具体的に乗り出していない、こういううらみがあるのじゃないか、こう思います。したがって、前回の閣議了解による整備計画は十分達成された

と考えますか。

○山下政府委員 第三次の計画とその達成状況を御報告申し上げたいと思うのでございますが、実は第三次は第二次の最終年度と第三次の初年度とがダブる関係で一応四カ年計画になっておるわけでございます。

まず、投資額につきまして見ます場合におきましては、第三次計画では四十七年から五十年の間の四カ年計画を総投資額四千二十億、こういうふうに見たわけでございます。ところが実際の投資額は、その期間におきまして行われましたのは六千三百四十二億ということで、金額の面におきまして計画よりも約六割多い金額を投資いたしておるわけでございます。特にその比重が高うございまして、尿処理施設につきまして、下水道の方の整備計画が思うように進展していませんために、計画よりも六割多い金額を投入したというふうな事情が働いておるわけでございまして、ごみ処理施設につきまして一〇〇%ちょっとを超える投資をいたしておるわけでございまして。さうに、施設の投資額、それからその投資によって予定をいたしました尿処理施設なりごみ処理施設の処理能力の実施状況は計画よりも上回った内容になっております。しかしながら、率直に申し上げまして、実はそれらの投資なり施設能力を整備することによりまして、ごみ処理につきましては可燃性ごみの九〇%焼却、尿処理につきましては下水道によって処理されるもの以外のくみ取り分につきましては一〇〇%の施設処理という処理率を想定したわけでございまして、実際の処理率は、その想定した一〇〇%なり九〇%の処理率にまで到達しないという状況になっておるわけでございます。

その原因はいろいろあるわけでございますけれども、まず尿の面につきましては、やはりこういった尿処理施設によりましてくみ取り尿水を処理いたします計画を立てます際に、当然下水道の普及とのうらはらの関係で考えるわけでございしますが、下水道の普及が当初想定いたしましたほ

どには進んでおらなかったという点が一つあるうかと思つてございします。それからごみ処理につきましても、やはりその後の一人当たりのごみ排出量の増加なり、両方を通じて想定いたしました計画処理区域の範囲拡大等による人口の増加という点がございます。なす達成率といひますか処理率と申しますか、そういう面では若干目標を達成しておらない。しかし、投資額なり能力の面においては計画を上回る実績を有するに至つておる、そういう率直な状況でございします。

○島本委員 それは、実際はそういうような能力があり、そういうような予算でやっても、物価が高くなつたり、そして地方自治体の財政状態並びにその地域の事情によって工事の実施ができなかった、こういうようなところにも原因があるんじゃないか、ありませんか。予算は十分使った、しかしながら工事は半分近くしかできておらない。さうだとすると、その原因は何かということとははつきりわかりません。その辺はどうなつていますか。

○山下政府委員 予算の額は四千億に對しまして六千三百億というふうに大幅な増加投資になっておるといふ要素の一つには、ただいま先生がおっしゃいましたその間における建設単価の増加等も要素もあるかと思つてございします。実はその施設の処理能力自体につきましては、尿処理につきましてその期間に一万一千三百キロリットルの処理能力の増加を予定したものに對して一萬八千八百キロの能力を達成しておる。それからごみ処理施設につきましては四萬八千三百トンの計画に對しまして四萬八千四百五十トンの処理能力を達成しているということで、金額ほどではないにいたして、施設能力はできておるわけでございします。施設能力をでかしたけれども、しかし実際に人口に對する処理率という点から見ますと、片一方におきまして人口が増加しておるといふこと、片一方において下水道等が普及しておるといふこと、あるいは施設自体の稼働率が予定したよりも若干低い、これは労働条件等も

絡むと思つてございしますが、そういう要素でございまして、先生がおっしゃったような要素もないことはないわけでございしますが、それによりまして設備能力の設置ができなかったということではございません。

○島本委員 それなら、建設省来ておられますね。この下水道計画はどうですか。これはやはり財源難とかインフレ、こういうことで下水道の整備に完全に支障を来しているんじゃないか。そういうようなあんばいで支障を来しているような自治体が非常にふえてきておる。実際に実行された工事は下水道整備五カ年計画のどの程度まで達成したことになっておるのでしょうか。

○山下政府委員 正確な数字を存じておりませんが、これは建設省が来てないということになったら困るのだが、委員長から嚴重に言つてやらないとだめだ。通すものを通したらあと少しふやけてきた。人の出も悪い……これは厚生省の方でわからぬのですか、下水道計画。

○山下政府委員 非常にアバウトな申し上げ方をいたしますが、当初におきまして計画したとおりには必ずしも進捗しなかつた。これは非常な建設省の御努力はあるわけでございしますけれども、実態がそこまですべていけなかつたという事情があるように拝察いたしております。

○島本委員 では、この問題については係が来るまで保留いたします。そうでないと、ここでやつたてさっぱりわけがわかりません。

では、一般廃棄物の問題についてありますけれども、これはどういふことになりますか。この改正案の中で、一般廃棄物についての事業者の収集義務、こういうものが規定されてあります。ないといふと、そういうように義務づける必要がないといふお考えなのですか。

○山下政府委員 一般廃棄物につきましては事業者に関する規定は、実は現行法におきまして相当の規定がございまして、一つには、市町村長は、自分の区域内における一般廃棄物で事業活動に

伴って多量に排出するようなものに對しましては、その一般廃棄物を指定する場所まであるいは指定する方法によって運搬して持つてきないといふことを指示することができるといふような規定が六条の五項にございます。

なお、現行法におきまして廃棄物の種類が大部分に一般廃棄物と産業廃棄物に分類をされておりますけれども、その一般廃棄物の中にもいわゆる事業系一廃と申しまして、事業活動に伴って生ずる一般廃棄物があるわけでございます。そういうものにつきましても、訓示規定、精神規定といったしましては、事業者はなるべくみずからの責任で処理するようにしなければならぬ、こういう規定は四條等にあるわけでございます。それに対して具体的なには申し上げたような運搬方法の指示等ができることになっております。そのほかに、事業者の一廃、産業を通じて業務等は第三條等に規定がされておりました、現行法におきましてそういう規定が一応整備されておる、このように理解をいたしておるわけでございます。

○島本委員 それで問題は、観光地における廃棄物対策、こういうようなものはいつても大い問題になります。上高地など、いわゆる国立公園、国立公園、こういうような指定を受けておる、これらの場所へは一般の人がほとんど利用のために参ります。そうするとその廃棄物のために相当程度その地域が汚れることになるのであります。が、こういうような対策をきちんとしておかないといふ問題が起きます。この辺の対策等については、一般、産業等にかかわらずこれはきちんとされておりますか。

○山下政府委員 観光地等におきましてたとえば空きかんでありますとか空きびんでありますとか、非常に問題になっているのは御指摘のとおりでございます。現在、現行法のたてまえにおきましては、そういうものにつきましては一応都道府県または市町村を中心としていたしまして対策を進めていくということになっておりまして、現に市町村を中心としていたしまして、旅館でありますとかある

いは電鉄会社でありますとかあるいは売店でありまうとかいふような観光業者や、あるいは民間のボランティア活動というような人たちの協力のもとに推進しておる事情にあるわけでございますけれども、地域の事情によりましては、たとえばば人類的なものにつきまして、製造業者と販売店との協力によってその回収が適切に行われるといふような地域もあるわけでございます。こういった点を参考にしながら今後対策をさらに進めてまいりたい、こういうふうに思っております。なお、観光地等における具体的な指導通知等もいままでも出しておるわけでございますが、たとえばそういった業者等に、観光地におけるごみの収集箱を適時、人の集まるようなところにきちんと備えつけさせて、空きびん用とか空きかん用とかといふようなことで分別収集の手助けにするとか、そういう措置等に協力をお願いするといふような事例等もござります。

○島本委員 これはあなたに説明を求めるのもちよつと無理なんだ。環境庁も来ておると思うのですが、観光地、たとえば上高地、あの辺はいわゆる観光公害と言われている。そうして、山へ入った人たちがたれ流す尿、そうしてそれによって雷鳥あたりも被害を受けている。梓川、あれも五十鈴川に匹敵するほどの清流ですけれども、あの中には大腸菌がうようよしている。こういうようなのは厚生省のいわゆる衛生対策の不備に当たるのか、観光行政としてはきちんとしたのか、かつては世界に冠たる観光地でも、衛生面から見たらこれはまことにたは寒いものがある。こういうようなことにしておいて、恐らく対策というものはないじやありませんか。私はやはりこういうような点から見て、観光地においての廃棄物対策というものは、利用者負担、こういうような点で考えるのか、公費負担というふうにして考えるのか、または観光によって利益を受ける業者負担、こういうふうにして考えるのか、いずれの道をも全部合わせて指導するのか、いろいろあると思うのです。これは環境庁の方としてはどういふふうに、いわば一つ限定してもよろしい、国立公園の中、国立公園の中、または都道府県の自然公園の中、こういうふうにして限定された中のこういうような廃棄物対策というものをきちんとしておりますか。

○西村説明員 私、水質保全局の企画課長でございます。私、私の担当しておる分野を著しく越えまうけれども、大変重要な問題を出されておると思ひます。いま先生の御指摘の点につきましては今後十分検討していかなければならぬ問題だと考えます。この分野の問題を、自然公園法、自然環境保全法等に基づく自然環境を保全すべき地域等の行政の問題としてとらえらるゝ方方もございまして、それから廃棄物処理法におきまして、たとえば第六條の第一項によりまして、市町村はその指定地域につきまして廃棄物処理計画を策定することになっておりますが、それは必ずしも多人数が住む区域に限らず、そのような景勝を保全しなければならぬ観光地等でも多数の人が集まる地域におきましても廃棄物の処理計画を策定しなければならぬことになっております。なお、費用の負担につきましても御指摘にありましたような問題は環境庁におきましても検討している段階でございます。

○島本委員 厚生省ではこういうような廃棄物対策というものを特に考えていないのですか。

○山下政府委員 一つは法律の問題といたしまして、そういった空きびん等の適正処理困難物について、現在三條の二項によりまして、事業者は物の製造、加工、販売等に際して廃棄物となつたときの処理が困難でないように努めなければならぬ、こういう規定があるわけでございます。これをさらに一歩進めて強制するかどうかということも検討いたしたわけでございますけれども、なお検討すべき点が非常に多い。適正処理困難物の範囲というものはどういふものにするのか、あるいはそういった適正処理困難物がもしあるといたした場合の処理責任というものを製造段階に求めるか販売段階に求めるか。製造段階にいたしましても原材料から一次製造、二次製造とありますし、販売にいたしましても卸、小売と各種の段階がある。それで何よりもこれは、事業活動から直接に出るものじゃなくて、一たん消費者の手に渡って、消費者が使用いたしました後に廃棄される、その通過点がございまして、やはり消費者の面にもゼロの責任というわけにもまいらぬだろう。そういったこと等について十分詰りなればならぬ。したがって、当面はただいまございましてこの規定の精神を生かしまして、かつまたこれに従います指導によりまして、こういったものの処理をできるだけ適正にやるようにやっていきたい、かように思っております。

そういう見地に立ちまして、従前から、一般公衆道徳の向上はもとよりでございますけれども、適切なごみ容器の設置でありますとか、集積場所の指定でありますとかいふことを行つたものと、特にその事情によりまして地域的に協力を求めるべき対象がはつきりいたしておりますような場合には、製造業者等と協力体制を組んで対処していくように、こういう指導をいたしてきています。

なお、実は先ほど五カ年計画のお話もございました。その中で私は処理施設の稼働率という問題を申し上げたわけでございますが、今後、もしこの法案を成立させていただきますならば、これに基づきまして新しい五カ年計画の内容を策定していくわけでございますけれども、そういったごみ処理施設、尿尿処理施設等の必要な能力の算定におきまして、そういった季節的要因と申しますか、観光地等におきましては、平生のときは百トンでいいけれども、春であるとか秋であるとかいふような季節的な要因の場合にはそれが非常に多いというふうな、季節的要因の要素が非常に多いと思うのでございます。そういった要因を計画の中に組み込み、今後私どもが行政をいたして

います場合にもそういう点をも配慮いたしていただきたい、かように思っております。

○島本委員 これは言ってもなかなかできないことであって、配慮するというのは言葉では配慮でありませうけれども、一番困っているのは現地の自治体なんです。この問題は環境庁も行政指導の責任は当然あるはずで、普通の人口はほんの何千、観光シーズンになりますとそれが何十万というふうになつてしまふから、結局後始末だけ強いられる。その結果、来る交付税そのものはほんの知れたもの、結局こういうようなことで悩む自治体も多いのであります。したがって、この後処理というか廃棄物対策というか、こういうようなものに対してはきちつと負担区分を決めて指導してやるのですね、これはだめだと思ひます。これは共管になる法律だということを聞いておりますが、あくまでもこういうような指導の点においては完璧を期してもらいたい。

ことに、われわれが全然知らなかったのではありませんが、行つて聞いてみて驚くのは、世界に冠たる観光地と言われるそのいわば廃棄物公害のことは、これはものすごくいいであります。ただ投げ捨てられておるだけ、穂高でも北アルプスでも、登る人は一日二日歩いてくるのだが、どこでうんこをたれるのですか、どこで尿やこいうようなものを始末しているのですか。山の中、一軒一軒あるのですか。ない。ない。自然現象です。それから用を足す、そういうようなものをそのままにしておく、なかなか腐らない。したがってそれが春先だんだん流れてくる。またその辺に住んでいる雷鳥なんかも、糞物を調べてみたらこの中に人ふんによるところの大腸菌の被害が大分あったという報告さえ受けています。

その末端までの指導はできないでしょうけれども、しかし下流、下の方におきてきて、そしてこの廃棄物の処理というふうなものに対してはきちつと指導しておかないとだめだ。それと、登る人にも、こういうふうな関係で他に迷惑をかける、被害を与える、こんなことのないようにこれにも指導すべきだと思ふのであります。これを強く要請しておきたいと思ひます。この点、いつでも問題になっているのであります。国立公園、国立公園、どの個所もこれは問題になっております。一定の方式はありませんが、これは十分対処すべきだと思ひます。また夏、秋にかけては問題も起きます。それから今後十分対処してもらいたいと思ふのです。この点、大臣は環境庁長官とよく相談して万全を期してください。よろしくうございませう。

○田中事務大臣 観光地における廃棄物処理のみならず、廃棄物処理を越えましていわゆる衛生基準の確保、こうしたことについてはいろいろ問題があるわけですね。先生いまお挙げになつたいろいろな話も、実は一般廃棄物の処理についてのお話もございまして、また衛生基準、たとえば清流の水質が汚濁しているといったようなこともございします。いろいろな角度から、厚生省所管の事項もございまして、ことに国立公園を所管している環境庁としてのまいたるやらなければならぬこともありますので、環境庁長官とこの問題についてはよく相談をいたしまして、施策が前進するように努力をいたします。

○島本委員 期待いたします。——依然として来それで、建設省来しましたか。——それじゃ、産業廃棄物の実態調査、これは四十五年以来何回行つていますか。

○山下政府委員 率直に申し上げましてその点大変わっております。実は昨年、全国の産業廃棄物の排出状況の推計を、一応各都道府県の調査を積み上げて三億二千万トンというのを出したのが調査らしい調査の第一号でございます。実は夏、六価クロムの問題が起りました。まず実情把握に努力をしなければならぬ非常な御指摘をいただきました。直ちに五十年、五十一年度で有害物質を含む産業廃棄物の実態調査に取りかかりたいということで、昨年から取りかかったわけでございます。現在その調査が進行中でござい

して、おおむね五十一年度中には有害産業廃棄物についての実情がまとまる。現段階における中間的な取りまとめもこの一、二カ月のうちにはできるのじゃないか、かように思っております。

○島本委員 産業廃棄物に対して四十五年以後十分実態把握がされていらない。その間に六価クロムの問題でも、いろいろ各般にわたつての廃棄物による被害、あるいはまた環境破壊や公害が勃発しているわけでありませう。これはやはりその実態を十分に把握していかないといふよりできない、こういうような状態がいわゆるこの被害を引き起こしているのじゃないかというふうな思ふわけでありませう。今度の改正でその点十分手当てされ、担保されていませうか。

○山下政府委員 実は昨年の秋の公環特におきましても先生からその御指摘をいただいたておりまして、急遽取りかかれました法案作成の過程におきましても、その問題を一つの問題点と意識をして案の作成に当たつたわけでありませう、一応の整備はできておるもの、かように思つております。

すなわち、その内容といたしまして、事業者、処理業者を通じて、産業廃棄物の処理状況につきまして帳簿を備えて記録する義務を課するというのが第一点。しかしてこれを保存せしめるというのを義務づけておるわけでございます。そういう業務の統括者として、従来ありました技術管理者のほかに産業廃棄物処理責任者というものを設置させまして、そういう帳簿による記録を義務づけるということをお願いしておりますが、第一点でございます。

第二点といたしましては、法制的に省令でもやれるといふことでございします。成立後の省令において措置されることとなるわけでございますが、有害産業廃棄物、これにつきましては定期報告といふことを定めたい。一定の時期に必ず定期的に報告をせしめるというのをいたしたいといふふうな考へておるわけでございます。なお、従来からございしました報告徴収、立入検査の権限、

現行法の十八条、十九条でございしますが、これの活発な活用も図らなければならぬわけでございますが、立入検査権の対象の拡充と申しますか、範囲拡大といふようなことについても配慮いたしているわけでありませう。一応法制的には今回の改正案によって情報把握の基礎となる制度は整備できるもの、かように考へておる次第でございます。

○島本委員 指導監督の点、この点を怠つてはならない、これははっきりしているものであります。往々にして、事業者の怠慢、こういうふうなものは各方面にわたつていわゆる自然環境の破壊になり、公害になり、あるいはまたちろん水質汚濁につながりますから、警察問題にもなつて、当然現在告発されています人もおるわけでありませう。そういうふうにしてみると、その報告の義務並びに記録の義務、こういうふうなものに対して指導監督をきちつとしないといふと、こういうような点でいつでも抜けるわけでありませう。労働基準監督官がいるけれども、全事業場を回るのは十年以上もかからなければ回れない、こういうふうな貧弱な配置状態だ。まして今度は有害物質に対して記録義務や報告義務、こういうふうなものをやつてあつても、実際これをだれが指導監督するのか、だれがどうしてこの問題に対して把握するのです。いづつでも抜けるのはこの辺が抜けるのであります。せつかくいふものを一つつけているが、しかし、あえて言う、人がいない、足りない、十分その把握もできないし、指導監督も不十分だ、こういうふうなところに問題が発生します。指導監督の人員の配置ややり方等において万遺憾なきを期さなければならぬのであります。よろしくうございませう。

○山下政府委員 まさしく御指摘のとおり、制度の整備を図りますと同時に、その整備された制度を実効あらしめることに努めなければならぬと考へるわけでございます。産業廃棄物につきましても、もう先生先般御承知のとおり、都道府県

並びに保健所を設置いたします政令市、これが中心となりまして、具体的には保健所が第一線になるわけでございますが、指導監督に当たっておりますわけでございます。私どもの立場といたしましては増員その他大いに図りたい、かつまたそのように努力をいたしたところでございます。御承知のような地方財政の状況でございますために、何分にもこの増員というのは簡単に安易にできるものだと考えておりませんけれども、できるだけ努力をしていかなければならぬと思っておりますわけでございます。

五十年年度並びに今年度、五十一年度地方交付税法上の標準団体における算定基礎におきまして、連年、二年間にわたりまして一名の職員増が見られたわけでございます。非常に地方財政の厳しい折の中で……（島本委員「幾らですか、一千名……」と呼ぶ）一名ずつ、標準団体におきまして一名の増が二年続けて図られたということでございます。地方財政の非常に苦しい中におきます一歩前進だと考えておるわけでございます。

そういったこととあわせて、厚生省といたしまして、少ない人員を非常に有効に活用するという方策についても同時に努力をしていかなければならぬ。特に産業廃棄物みないなものは、科学的な知見に基づく監視、指導というのが要請されるわけでございますので、厚生省といたしまして各種の研究成果を集めましたガイドラインの配布でありますとか、あるいは技術取得のための研修会、講習会といったようなものの実施でございますとか、こういったものにつきましては最大の努力を払いいたいと思っておりますわけでございます。

なお、実は先生が一番お詳しいわけでございますけれども、産業廃棄物行政と一般の公害行政との関係が密接不可分でございます。少ない人員をより有効に活用いたしますためには、この廃棄物の環境衛生指導員を中心といたしまして、それらの職員が、公害部局あるいは水でありますとか大気でありますとかそういった部局との連携を密接にいたしまして効率的な監視、指導ができるよう

うなことを配慮していかなければならぬと思っております。そのような指導に心がけたい、かように思っております。

○島本委員 これはすでに答弁の段階や言葉の段階ではないのだ。もう具体的に被害が起きている段階ですから、これからやるなどというのは少し遅きに過ぎるのでありますけれども、やらないよりはいいから、心を一つにしてこれから当たってもらいます。

いま、産業廃棄物の問題の一つとして公共関係によるところの処理施設、こういうようなものも言われておりますが、現在こういうようなものは幾つくらい、どの都道府県で行われておりますか。同時に、その機能は十分發揮されておりますかどうか。

○山下政府委員 五十一年の二月現在で、産業廃棄物のいわゆる処理施設でございますが、焼却でありますとか乾燥の施設の総数を調査いたしておりますが、五十一年二月一日現在で四千八百四十九という届け出の処理施設がございます。そのうち、公共のかかわる処理施設というのは百二十九という数字を示しておるわけでございます。これは施設面から見ました数字であるわけでございますが、その後における公共関係の状況につきましては申し上げますと、都道府県なり公共が全額出資なりあるいは一部出資なりいたしまして設立されております法人を持っております都道府県、これは現在十二を数えておるわけでございます。しかしながら、私どもがことの初めに全国につきまして、何らかの形で産業廃棄物に關しまして公共関係の事業の計画を持っておりますかどうかということとを調査いたしたわけでございますが、まだ実施に至らない計画段階のものも含めて見ますと、四十七都道府県のうち二十六都道府県は何らかの形で公共関係と広域処理というような計画に取りかかっているという状況でございます。一番大もとの東京都につきましても、実は処理計画の策定等大変おくれであったわけでございますけれども、ことしの一月に至りまして産業廃棄物の

処理計画というものの大綱を策定いたしました。その中におきましても所要の公共関係の計画が述べられております。具体的には中央防波堤外側に理立処分地の造成を行うというようなことを発表いたしました。そういうことで、昨年度の六箇クロムを契機といたしまして、その後今日に至りますまで相当の公共関係と事業の進展を見ておるというふうに申すことができるかと思っております。

○島本委員 四十七中二十六。あとの二十一はどういうふうになっているのですか。

○山下政府委員 これはことしの一月ごろ調査いたしたわけでございますが、その時点におきましては、具体的に県でこういう事業を行うとか、そういう計画にまでまだ至っていないということ、それからこの計画にいうことになっていくかと思っております。

○島本委員 県自体でも、そういう産業廃棄物はもうPPPの原則によって排出者が処理しなければならぬことになっておりますが、はつきりこれを排出者に処理させているということを確認しているのですか。それとも、排出者はそのまま下請のまた下請の、あるいはいろいろなわけのわからないものにただ処理させている、これがいまままでの六箇クロムに対する被害というように実態となつていろいろあらわれてきておるわけでありまして、この点等に対しては、二十一というものがまだつくっていないとすると、これに対する対策などは当然に考えておかなければいけない。たとえつくられてあつたにしろ、その内容が問題であると思ふのです。どの程度のものでござい

もう行政の怠慢だと私は思っておりますのであります。本当にこの点なんか警察はもっともつと動いてほしいところでありまして。しかしそれにしても、こういうような点で不十分だということとで今後はきちつと指導していかないとはいけません。恐らくはこの点等については警察庁でも十分考えておられると思うのですが、警察庁、いかがですか。

○山下政府委員 警察庁からお答えをいただきます前にちよつと一言。数字でございますが、いま二十六府県が計画を持っておりますと申しましたのは、具体的な事業の計画を持っておりますのが二十六府県にあるということでございます。ちよつと誤解を与えないでいけません。いわゆる産業廃棄物の処理計画を策定しなければならぬという問題がございまして、この処理計画の策定状況はもととも進んでおります。四十七都道府県中すでに三十五都道府県が策定済みであるという状況でございます。残る十二府県は現在、私どもが調べておりますが、これは地方公害対策審議会等にかける必要がありますので、そういう審議会におかけして御審議を願つておるというようなことで、処理計画につきましてはすでに三十五の府県におきまして策定がされておる、こういう状況でございます。その三十五の府県の中で公共関係の事業が具体化している計画を持しているものというものは、先ほど申しました二十六府県程度、こういうことでございます。

○浜田説明員 ただいまの関係は、現行法でございますと不法投棄の十六条だけでございましたけれども、今度は十二条の関係で、相手方の確認でございますとか、あるいは委託した者が収集する義務が課せられますので、今度法改正になりますと取り締まりが十分にできているようになるかと考えております。

○島本委員 法改正にならなくてもこれはやらなければならなかったのです。投げけるべき、捨て

るべき場所でない場所へ行ってやみ夜に紛れて捨てているのですから。そういうようなものに対しては法はまことに厳しいはずなんです。警察はこの点まことにところかつたわけです。いまだで方々でこういうような実態が住民によって暴露されました。住民運動が起らないと公害対策が進まない、またこういうような廃棄物の処理についても明確にならないというところに行政の悲劇があるんじゃないかと思っております。私はこの点等については、人命にも関することであり、健康にも関することですから、これはもつときちんとやってほしい。違法行為なんです。今度できるといったって、いまだでたてやればできたんですから、今度はきちんとしてほしい、このことを希望しておきます。

いま言ったいわゆる産業廃棄物の処分基準、これはもう見直すことになりまして、特に政令で決められている有害物質、こういうようなものに対して追加することになるんじゃないかと思っておりますが、これはどうなっていますか。

○西村説明員 このたびの法改正に伴いまして、有害物質等を含む産業廃棄物の処分基準を追加していくことには直接的にはならないわけですが、ございますが、こういうことを機に、従来でございます基準を見直してまいりたい、このように考えております。

○島本委員 これを見直していききたい。そうすると、基準についての強化の点についてはどう考えていますか。

○西村説明員 現在の基準も、現時点での知見に基づきまして十分専門の学者、先生などの御意見も聞いて定めたものでございまして、特にこれを強化するというのをいま直接的に考えているわけではございませんけれども、この分野の行政を直接担当しております地方公共団体その他関係方面等の意見もよく聞きましていろいろ検討してまいりたい、そのように考えておるわけでございます。

○島本委員 そうすると、いまだで実行行われて

いた行政の中では、この産業廃棄物に対する実態の把握が十分であった、それからこの有害物質としての基準の強化ということに対しても不十分であった、こういうようなことからして、あの六価クロムによる被害はいまだに続いておりまして、最も悲惨なのは、北海道の栗山町から日本電工が徳島県の阿南市の徳島工場へ全部移った、それらの人がほとんど鼻中隔せん孔になつていて、そういうような事業所に対して労働省基準局では表彰している、よくやっていると努力賞を出している、こういうのはナンセンスもはなはだし

いところだ。行政は、えてしてそういうように表面だけの指導や表面だけの管理にとどまる、こういうようなことであつてはいけないわけでありまして、今度の場合は、これを機にして、完全に有害物質に対しては規制を強化していく、いわば環境破壊や公害になるようなことがないように、また中に働く労働者がこの職業病並びに労災、こういうようなことにならないように十分今後指導しなければならぬと思うのです。この六価クロムに対してのその後の指導はきちんとしておりますか。

○溝邊説明員 五十一年三月二十五日現在で労働省本省としてつかまえた補償状況につきましては、先ほど先生御指摘の栗山工場を含めまして、労災の認定をした者が全部で六百八十八名、現在請求書を受け付け、未決定の者が二百十四名でございます。その内訳といたしましては、悪性腫瘍を含む肺がんにつきまして認定をしました者が二十九名、肺がん以外のがんその他の疾病については百六十六名、鼻中隔せん孔につきましては四百九十三名でございます。なお、この中にはクロム酸塩製造事業場とその他の事業場がございますが、クロム酸塩につきましては二百三十六名、その他の事業場については二百五十七名ということになっております。

○島本委員 この六価クロムに対しての処理はどういうふうな指導するのですか。

○西村説明員 昨年の秋ごろ以来大変大きな社会

問題になりました六価クロム鉍汚染問題は、実は廃棄物処理法が施行されます以前に埋め立て処分したものでございます。その大部分は東京の日本化工の小松川工場と北海道の栗山の日本電工から出たものでございます。それらにつきましては、現在東京都及び北海道等におきましてそれぞれ環境調査を実施しております。大体その成果がまとまりつつあるという段階でございます。それを慎重に評価しまして、必要に応じて周辺地域の汚染防止対策を十分立てて実施していきたい、このように考えております。

それから、現在生産されておりますのは日本電工の徳島工場と日本化工の徳山工場でございます。それらにつきましてはもちろん現行の廃棄物処理法の政令で定められております厳しい基準に従いまして無害化処理をした上で、周辺の環境を汚染することのないような構造の埋立地に安全に処分しておるといのが現状でございます。

〔委員長退席、竹内（衆）委員長代理着席〕

○島本委員 そうすると、六価クロムを埋め立てに使う場合の指導基準はきちんとしておりますか。

○西村説明員 日本化工について申しますと、現在生じております鉍汚染につきましては人工骨材に使用いたしております。もちろん十分還元焙焼等をいたしまして、六価クロムの有害分を除去いたしました上で人工骨材に、一種の副産物として使用しておりますというのが実情でございます。

それから日本電工の方は、焙焼キルンでもって焼却いたしました安全なものにした上で、工場内に公共水域等を汚染することのないような構造の埋立地を設けまして、そこに安全に処分しております。

○島本委員 多分、ああいうような有害なもの、またそういうふうな認められるものは完全遮断して、コンクリートでくんで、そしてそれを埋めたのじゃありませんか。こういうような指導がなされておったのじゃありませんか。ただ単にそれを埋め立てすればいい、これならば、たとえば六価

クロムの被害の場合、黄色い水が出るだけでも一〇ppmです。これが一〇〇ppmになったら人間の体に影響いたしますから、これを見る場合には、作業をする人はほとんど手を隠して、長いそでを着て作業するのでなければ直ちに体に影響がくる、こういうような実態でしょう。そういうようなものをそのまま出しておいた事態が問題なんです。これを埋め立てするにしても、生のままの埋め立てはだめなんです。ただ簡単に埋め立てすればいいんじゃないかという考えはだめなんです。もう一回再処理するか再加工して、それを無害なものに処理するか、そうでなければコンクリートで四方をくんでそれを埋め立てに使う、こういうようなことになっておると思うのです。どうも黙っておくと完全にやっちゃって、われわれが調査に行ったところは道路の上に敷いたり広場の下にただ敷いている。それで上からアスファルトをかけている。後は何でもい言うけれども、中から地下水が出ますよ。周囲が土です。それからその浸水もあつた。まことにずさんなような現地指導しかやっておらない、こういうようなことです。今後こういうような点を十分注意してやってください。注意しても、し足りないのではありません。この点は私どもが一番遺憾とするところであります。

それで、産業廃棄物は無許可の処理業者によっていまだで処理されておったわけですが、今度には依頼した業者も罰せられる、こういうようなことになっていきます。これは処理業者としては大事なことでありまして、これは大変いいことだと思ふのです。したがって、処理業者の育成、指導、これもまた適切でなければ実効が上がらないと思ふます。いまだで処理業者がきちんとあるのです。なくて問題が起きたのじゃないのです。あつていながら、その処理業者が下部の方に下ろしてやっ、最後はもう何もわからないような人、こういうような人がやみ夜に乘じてそれを処理してしまつて、こういうのが実態であります。しかし、依頼した人、元請、こういうような人も罰

昭和五十一年五月十八日

されますから、今度の場合は改正の点では私は期待しております。しかしながら、このようなものをそのままにしておいては実効は上がらない。新法のもとではいわゆる育成、指導というものが当然考えられなければならないし、その点等においてきちっと行われているかどうか。警察庁あたりもその点の監視もすべきじゃないかと思つてゐるのです。いままでのところは警察は怠慢だ。産業公害、こういうようなものに対しては本当に逃げ腰です。私はもう少しこの点の摘発やこういうようなものの指導をきちっとやってもらいたい、こう思いますが、この点はどうでしょう。

○浜田説明員 廃棄物の処理につきましては、警察で取り締まりいたします公害犯罪の約六八%ぐらいを占めておるわけでございます。そのうち、廃棄物処理法の中のいわゆる産業廃棄物、これの無許可でございましてあるいは不法投棄でございまして約六七%ぐらいでございまして、警察もこの廃棄物の処理につきましては非常に重大な関心を持って従来臨んでおるわけでございまして、今度さらに今回の法改正によりまして非常に厳しい規制になってきてございまして、今後におきましてこの改正の趣旨、内容、そういうものを十分に一線に指導、教養いたしますと同時に、関係行政庁の指導の経過等も考慮いたしまして、先生の御期待に沿うような取り締まりを厳しく指導していきたい、こういうふうに考えております。

○島本委員 船舶の廃油による海洋汚染、こういうようなものに対して直接やっておるのは海上保安庁ですね。そうすると、今国会でつか、海洋汚染防止法が改正になりましたね。これに船舶清掃の義務事項というのがございましたでしょうか。

○佐藤説明員 今国会で海洋汚染防止法の一部改正の審議が行われておるわけでございますが、船舶内の清掃の關係ということでございますが、私、担当ではございませぬけれども、ちょっと聞いておらないように感じておりますが、担当でございませぬので明確な答えはできないので、申

しわけございません。

○島本委員 多分これはないと思うのです。したがって、船舶清掃の義務事項がないとすると何らかの対策を立てなければならぬ。これは立てるとするとやはり今回の廃棄物の処理及び清掃に関する法律、こういうようなことにならないか、またはこの廃棄物処理施設整備緊急措置法、これによつてこれをきちっと規定すべきじゃないのか、こう思つておるわけでありますが、この点等についてはいかがでしょう。

○山下政府委員 一応、現在の廃棄物処理法におきましては、一般廃棄物につきましては市町村が一定の計画を定め、その清掃をいたすというのはいま、海上に出ました後の船の中の清掃という問題になりますと、直接この法律の問題であるのか、あるいは船舶関係なり海上保安関係の法律なのか、よく運輸省と連絡をとつて詰めてみたいと思つております。

○島本委員 これは、いまの海洋汚染防止法の問題では世界的な一つの流れの中で日本が担うべき一つの部分なのであります。しかし、政治的にこれを見る場合には、いまの状態ではだんだん、遠洋の漁業ですが、これが規制を受けて沖合いにだんだん転換してくる。沖合いにおつた人は沿岸の方の漁業に転換してくる。しかし、いずれにしてもこれは油で汚されるということになると、これはやはり国民の生活の問題にもなってくるわけですから、政治的にそういうふうな流れがずっと追い込められてきておりますから、いままですていつていたのですが、今度はその流れの中ではだんだん周辺をきちんととしてきれいにしなければならぬ状態になっていくのです。したがって、現在の海上の廃油処理施設の稼働率、これは全国的に見てどうなつていますか。低いですが、高いですか。

○佐藤説明員 廃油処理施設の運用その他につきましても、これは港務局の所管でございまして私どもは所管ではございませぬけれども、私の聞き及ぶところによりますと、現在の体制でございま

すれば船舶から発生する廃油の処理を十分に引き受ける体制にあるというふう聞いておるわけでございまして、責任者でございませぬので、聞いておるというところで御理解賜りたいと思つております。

○島本委員 その点、もう一回。あなたの場合は海上公害課長でしょう。

○佐藤説明員 はい、さうでございます。

○島本委員 こういうような場合には、確かにその施設はあつても稼働率は全国的に見て低いはずなんです。というのは、そこへやるよりも、時間と金をかけるよりも、海洋へ持つていってこつたりやみ夜に粉れて流す、こういう以前の方法が依然としてとられるからであります。したがって、この利用度合いをうんと増すということがそれらを減らすことになるわけであります。施設をつくつても、きちっとこれを指導するのでなければ、時間と金がかかるので、すぐ出港してしまつてやみ夜に粉れる、こういうようなことになつてしまつています。その後始末は保安庁がしなければならぬのだから、これを入り口できちつととめるのでなければだめなんです。沖合いへ出してしまつたら跡を追いかけて歩くようなもので、これは大変です。この点等においても今後十分配慮して指導すべきだと思つております。

それと同時に、問題は最終処分地の確保、これが今回一番問題じゃないかと思つておりますけれども、企業独自ではこれは困難になつてきております。特に中小企業、こういうようなものでは深刻になつてくるんじゃないかと思つております。国や自治体、これもまた最終処分地、この確保のためにはいろいろ問題があるようであります。これに對してどういふような指導を計画なすつておりますか。

○山下政府委員 結局、廃棄物の最後の姿は最終処分をされるわけでございまして、最終処分地の問題が廃棄物にとつて最終的な問題になるという意識は私も持つておるわけでございまして、これまで私も持つてまいりましたこと、あるいは現在考えておりますことを取りまぜて一応の御

説明を申し上げたいと思つておりますけれども、従来から、こういった埋立処分地に廃棄物が埋め立て処分される場合の環境汚染の問題というのは、これは十分研究していかねければならぬということ、四十六年、法律ができました以来厚生省が中心になりまして、埋立処分地に関する技術的な研究は連年続けてきて、その成果等は各都道府県にも配布をいたしてきたわけでございまして、なお、昨年六箇クロム問題が起りました後の有害産業の排出状況だけではございませぬで、今年度におきましてはそういった有害産業が埋め立てられておる埋立処分地の数ないしはその内容、これについて実情調査をいたしたいということ、現在取り進めておるわけでございまして、

もうすでに御承知のとおり、改正案におきましては埋立処分地につきまして、通常の処理施設と同様に事前届け出制、事前審査制というものを設けまして、この最終処分地につきまして、公害発生源とならないような必要の規制をきちつとやるということ、これを改正案の中に盛り込んでおるわけでございまして。ともすればこういった処分地が、総論的には必要はわかるけれども、現実につくろうとすることがなると、どうも汚水を出すのではないかと、このこと等で住民反対運動がよくあるわけでございますが、こういった規制の強化、基準の明定というようにすることによりまして確実な履行をいたしてまいりますれば、そういったことについての理解も得られる契機になつていくのではないかと期待をいたしておるわけでございまして、

そういった規制の強化と相並びまして施策面の充実も図らなければならぬ、こういうことで、実は従来から開港なり公害防止事業団におきまして、ごく一部の埋立処分地につきまして、五十一年度におきましては公害防止事業団におきまして産業廃棄物処理施設用の特別枠ということ、二百億を用意いたしました、その中におきまして

大企業は全然さぼる、そして中小企業に落とす、業者へ落とす、それが回り回って一人親方のような、こういうようなところに行ってしまうのです。ですから処理の体制でも問題がある。また企業の中の零細な排出業者、こういうものはそれに耐えられないような状態で経営していますから、こういうような点も十分処理していてもいい、指導していてもいい。確かに近代化資金、

これはりっぱで安くていいのですが、それが十分立ち回っていると思いませんか。皆借りてしまつて枠がないのです。したがって、公害防止事業団が、専門にこれをする機関がありますから、その点等に対しては十分措置をするように指導してもらいたい。特別な配慮を持ってやってもらいたい。この点です。

それと、監視体制の強化を図る必要があると思ひますが、この点はいかがですか。まあ、あたりまえだと思へばこれは答弁要らないが、あたりまえの話ですか。監視体制の強化を図る、こういうようなことが必要です。そのためにはやはり共同してそういうような処理施設をつくる。つくつてもある程度経費がかかる、経費がかかるからこそで持つていかない、そしてたれ流してしまつたり、あるいは下水道の方へすつと入れてしまつたりというようなことがひそかに行われる。こういうようなことがないようにいまままで何回注意しても、警察も末端の方に行くとか動かないのです。ですから、この制度をきちつと、その施設もきちつとしてやつたならば全部それで処理させるようにしないといふだめだ。少し零細企業や中小企業には厳しいかも知れぬけれども、やはり環境保全や公害防止にかえられぬのですから、したがって、その場合にはたれ流しをさせないように、これは警察もたれ流しのみではなくて、指導的にこれはやるべきなのです。いまこれは末端へ行つても行われていませんよ。ほんの有志の人や篤志的な人たちが動いているにすぎない。総体的に動いていない。その原因としては、そういうような処理施設がないから、ないのにそれをやつたらかわいそうだと、こういうような配慮もあるでしよう。しかし、まずこれからつくらせるのですから、つくつたところにおいては必ずそれを利用させるようにする、このやり方、心がまえが必要で

す。私があえて言うのは、地名を挙げませんけれどもそういうような実例を二、三知つていゝのです。ですから、今度これをやる場合にはきちつとやろうじやありませんか。またやらせようじやありませんか。ましてこの新法ができ上がった以降においては、厚生省も環境庁も、もちろん海上保安庁も警察庁も、この点は連絡しながらきちつとやつて、環境の保全、公害対策に当たつてもらいたい。それから労働省の場合には特に内部規制をしてもいい。内部から職業病、それから労災、こういうものをなくするようにしてしまへばいいのです。それが存在すると外にも出るからこれが公害になるのです。六価クロムの問題がいい例です。こういうことがないように十分注意して指導してもらいたい、こう思うのであります。

なお、環境衛生指導員というようなものも増員するように、これはもう財政措置を講ずべきじやありませんか。

○山下政府委員 先ほど申し上げましたようなことでございまして、私どもの立場といたしましては、こういった職員の増員、充実ということを期待をいたし、それなりの努力をいたしたいと思つておるわけでございます。大変厳しい地方財政の中でございすけれども、事務の重要性にかんがみましてそのようにお願いしたいと思つておるわけでございす。先ほど申し上げましたようなことで、まあ五十年、五十一年度、引き続き地方交付税法上、標準団体における一名の増員を実現いたしてきているわけでございすけれども、今後とも努力をいたしたいと思ひます。

○浜田説明員 警察庁といたしましては関係行政庁と十分に連絡を密にいたしまして、今後は悪質なものについては厳しくやります。まあ軽微な事案につきましては指導を十分にやまして、公害の防止に寄与するように努力をしてまいりたいと思ひます。

○島本委員 下水道計画、これは建設省ですけれども、先ほど来ておりませんので後になつたのであります。言われたらすぐ来ないといふので、委員長にかつて注意しておく。

大分ふえてきていると思うのでありますけれども、実際は下水道整備五十年計画、これをどのよう

に達成されておりますか。

○遠山説明員 建設省といたしましては昭和四十六年度から第三次の下水道整備計画を推進してまいりまして、総事業費として二兆五千三百四十億、予備費として八百六十六億、合計二兆六千億を予定して実施してまいりました。実績といたしましてそれが二兆六千二百四十一億、すなわち一〇四の達成率になっております。しかしながら、いま先生おっしゃいましたように諸物価の値上がり等ございまして、全人口に対しまして下水道の処理人口が二二・八%というところで終つております。

○島本委員 したがって、計画のおくれに対しては新五十年計画ではどのように配慮してまいりますか。

○遠山説明員 新計画は五十一年度から第四次計画を発足させる準備をしてありますが、第四次計画におきましては五十年の単価をもちまして計画を組んでございまして、今後それが達成に努めたいと思つております。

○島本委員 四十六年度から五十年までの五十年計画、この達成の実績は十分なんですか。

○遠山説明員 物価の値上がりでございまして、あるいは市街地におきまして交通事情その他で、開削工事といひまして、路面を掘つて下水管を入れる工事その他非常にむずかしくなりました、そういうところでは値段の高いトンネル工法というものを多く採用してまいりました。したが

いまして、おおむね事業量といたしまして五〇%ぐらいの達成になってございす。

○島本委員 しかし金額では上回つていますね。予算面では二兆三千八百三十三億に対して実績は二兆一千四百億、これだけ出ていゝよう、金額は上回つて実績は半分。これあたりは幾らやつても追いつかない。したがって今度の場合も、五十二年二月二十日ですか、閣議了解がありましたね。これによつても、今後の点だけはきちつとしてい

かないとだめじやありませんか。やはりこれをやつたならば、金額の面では一〇〇%を超えていゝのだけれども実績の面では半分しかやつてない、これは困つた問題でありまして、今度の新計画の中にはこういうことのないように配慮していくというのが本当じやありませんか。このためには、補助率の引き上げや地方債の枠の拡大、こういうようなものを当然考えられていゝのじやありませんか。この点について特に聞きたいのであります。いまのやつは後で一緒に答弁してください。

それと、下水の処理に当たつては水質汚濁の防止、特に水の富栄養化を阻止する上で、三次処理

たしておるところでございます。

三次処理につきましては、先ほど申し上げました第三次の終わりにおきましての普及率が二・八％でございまして、これを四次計画の終わりに四〇％にしたいということで、外国に比べまして下水処理の普及率が非常に高くしておりますので、われわれといたしましてはとにかく普及率を上げるということにまず全力を注いでまいりたいと思います。しかしながら一方では、おっしゃいましたように三次処理の必要な水域が出てございます。主として大都市付近でございますが、こういうところにつきまして三次処理をやっていくというふうなふうに思っております。また、三次処理の技術開発でございますけれども、現在建設省では土木研究所あるいは日本下水道事業団というところで大規模な実験プラントをつくりまして実験を続けておりますし、指定都市等技術の進んだ都市との連絡の会議を開きながら、そちらで得た資料も使って今後の三次処理の建設の推進に努めたいというふうなふうに思っております。

○島本委員 これは最後になりますが、大臣で

産業廃棄物に対しては基本的に排出する事業者の責任で自己処理する、これが原則です。許可業者に委託する際でも、事業者の責任というものは新法によってもさらに明らかにしなければならぬ。いし、これから逃れることはできないわけです。したがって、厳しくこの産業廃棄物に当たらないければならぬので、産業廃棄物として排出されるもので処理困難であることが明らかな場合をどうするかという点が残るでしょう。こういうようなことはあり得るでしょうか、あり得ないでしょうか。これはあるのです。したがって、明らかな場合には製造、加工、販売、この辺にまできちんと規制するように指導する必要があるのじゃないかと思うのです。いままでは一番最後の製造、加工、販売は野放しだったのであります。したがって、産業廃棄物が出るころまでは出る。後の処理は業者任せで、法律によって許可業者の方

へ委託してもいいことになっている。許可業者はそのまま親戚から子供請から孫請とずっと下へおろして、最後にはやみ夜に紛れて流してきた。今度はその責任は許可業者にもある、こういうようなことになるわけでありまして、しかし、いよいよもって処理困難であることが明らかになつた場合には、製造、加工、販売も規制するような措置は当然考えるべきだと私は思うのであります。この新法を実施するに当たってなおこの問題に当面した場合の大臣の決意を伺っておきたいと思ひます。

○山下政府委員 先生御指摘のとおり、この産業廃棄物の問題、この廃棄物処理法で直接規制をいたしておりますのはたゞいま御指摘ございまして、たゞに廃棄物についてでございますけれども、やはり量的にも質的にも非常に困難なものにつきましては出さない努力をする、これを減らすということが最も望ましい、かつ上策であろうと私も思ふわけでございます。そういう意味におきましては、やはり資源化再利用でありますとか、生産工程のクローズ化でありますとか、あるいは技術の開発だとか、そういうことに努力をいたしまして、産業自身におかれましては産業廃棄物をなるべく出さないように、これを抑制するように努力をしていただきたいという気持ちは、廃棄物処理の立場に立ちましても切なるものがあるわけでございます。ただ、それらの点につきまして、製造、加工、販売の段階につきまして法的規制を加えるということについての御提言がただいまあつたわけでございますけれども、この問題はやはり検討すべき問題が多々存在をいたすと思ひますし、いま直ちに非常困難かと思ひわけでございます。気持ちといたしましてはもうおっしゃるような気持ちを私も持つておるわけでございます。

○島本委員 しかし、この今度の法律、これは何に準拠して改正されましたか。

○山下政府委員 御質問の趣旨がよくきちんと明確に私理解できておられないかもしれませんが、や

はり先ほど来先生がおっしゃっておられます事業者責任の原則、PPPの原則、これが根本にあると思ひます。

○島本委員 そうじゃない。やはり法律をつくるには何かの答申によつてやつたり、それから何かの一つの根拠になるものがあるはずですよ。どういう根拠によつて法の改正を行ったかということ。

○山下政府委員 この問題は、昨年九月に急遽、法改正を大臣が決意されまして生活環境審議会に諮問をいたしたわけでございます。その答申が十二月まゝとまりまして、この答申が一つのよりどころということになっております。同時に、四十八年から産業廃棄物問題懇談会というのを厚生省の諮問機関としてやつてきておりました。それにつきまして意見が十二月にまとまつてきております。それらを一つの根拠にいたしておる。なおそのほかに、問題提起という形になっておりますけれども、環境庁を座長といたしまして関係八省庁の会議を続けてまいりまして、これが十一月に一応の意見を出しているわけでございます。それら三つの審議会、会議等を一応のよりどころといたしまして今回の改正案の取りまとめに当たつた、こういう次第でございます。

○島本委員 わかりました。しかし、そのうちでも生活環境審議会からのこの改善方策について、昭和五十年十二月十一日、これによつてやつたら完全ではございませんか。このとおりやつたらいいですよ。法律が果たしてこのとおりであるかどうか。もしそのとおりだとすると、私の言つたような産業廃棄物としての排出されるもので処理困難であることが明らかな場合には製造、加工、販売を規制する、これもきちつとすべきではありませんか。こういうような点をやつてくだされば。余りくどくど言わぬ。しかし、もうやつてくれというやうな段階じゃないのです。被害として起きて、その処理をどうするかという段階なんでありまして、今後この法律を実施するに当たつての行政的な立場を十分きちつとして当たつてもらいた

い。きよう来ていただきました警察庁、環境庁、海上保安庁、労働省並びに建設省、みんな同じような立場です。これを実施するに当たつては細心の注意を払つてやつてもらいたいことを心から要請いたします。大体これで私は終わることになります。ひとつこの点は心から皆さんに要請してきようは終わる次第です。

○竹内(兼)委員長代理 この際、休憩し、本会議散会後直ちに再開することいたします。

午後零時十五分休憩

午後一時四十三分開議

○熊谷委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○寺前委員 今後の法改正に当たりまして、産業廃棄物について幾つかの改善がなされておりますが、いま廃棄物を考える場合に、もともと清掃法から出発しているだけに、一般廃棄物についても産業廃棄物についても、やはり全面的にメスを入れてみないといかぬのじゃないかというふうに私は思ひます。ひとつ別々に取り上げてみたいと思ひます。

最初一般廃棄物から入ります。従来から問題になつていたわけですが、一般廃棄物、すなわち市町村の固有の義務として行われているあの廃棄物に対して、焼却炉からいろいろ有害物質が出てくる。そこで防じん装置をつけて大気に影響しないように装置をする、それに水をぶつけて下へ流す、それで沈んでん池に入れてそこから川へ流して行く、そこでまたまたヘドロをくみ上げて最終処分地へ持つて行くという措置がとられていると思うのです。この場合に、水質汚濁法の特定施設の対象に、焼却炉から出るこの排水はなっていないかと思ひます。環境庁の方お見えですか。——こういう問題について環

境庁としてはどういうふうにされるのか、説明いたしたいと思うのです。

○西村説明員 市町村のごみ焼却施設からの排水につきましてはいろいろ調査いたしてみますと、BODとかその他重金属の一部等につきましてそれぞれ水質法の一般排水基準値を超過するものがございます。これらの調査結果を踏まえて中央公害対策審議会の水質部会の方で御審議願いましたところ、ごみ処理場からの排水を水質汚濁防止法の規制の対象とすることが適当であろうという答申を得ておりまして、環境庁としましてはなるべく早くこの規制を実施したいということで、関係省庁等と協議をしている段階でございます。

○寺前委員 昨年の十二月十八日付で、中央公害対策審議会の会長名で環境庁の小沢辰男長官あてに答申が出ております。この答申を見ると、別紙として二つ書かれております。「病院、浄水場、水産物市場及びごみ処理場からの排水による公共用水域の水質の汚濁を防止するため、これらの事業場からの排水を水質汚濁防止法の規制の対象とすることが必要である。」「規制に当たっては、当該事業場からの排水が公共用水域の水質に与える影響の度合及び実施上の問題について配慮するものとする。」「と、具体的な対象名も挙げて指摘をしております。これは従来から問題になっておった点なので、もう少し具体的に、いつからというふうにやりたいということ提起してもらわないと、これはさきうきよう始まったところの答申じゃないと思うのです。準備がもうすでになされておって当然だと思ひますので、その点どうなっておるのか、もう一度重ねて聞きたいと思ひます。

○西村説明員 これらの実施に当たりましては、除去施設の整備等に相当の準備を要することでありまして、また予算もかかることでもありますので、一定計画のもとに逐次そういうようなものの施設の充実を図っていかねばならぬという観点から、まだ具体的な日取り等につきましては定まるに至っておりませんけれども、なるべく早く

その規制を実施するという方針で関係省庁と協議をしておるところでございます。

○寺前委員 ばくが聞いている話では、もう六月一日から浄水場や水産物市場は政令を改正したいという話を聞いているのだけれども、うそかどうか。あなたの話を聞いておいたら、速やかに速やかにかにということでは一向ちが明かない。こんな答申が出てきておる段階で、すでに考えられておったあたりまえの話であって、この指定問題が従来から問題になっておるのに対して、環境庁として本当に環境をちゃんと守るためにしっかりした態度があるのかどうか、私は疑問に思わざるを得ない。ですから改めて、これはこういうふうにするたい、これはこういうふうにするたいとはっきり言ってもらわなかったら、こんな法律を何ぼ審議しておったって、実際に政令にゆだねるといふ場合に政令自身でいかにげんことをやられておたら法律が泣いてしまふじゃないですか。あなたの態度は非常にふまじめだ。だからもう少し具体的に、これはこういうふうにするたい、これについてはこういう問題があるから困るんだと、はっきり物を言ってもらわなかったら仕事にならぬ。

○西村説明員 浄水場、それから水産物市場に關しましては、浄水場ですと一万トン以上の施設を対象とし、水産物市場では中央卸売市場を対象として、本年六月一日から排水規制を実施するというところで、いま政令策定の準備をいたしておるところでございます。

○寺前委員 その他は。

○西村説明員 その他につきましては、先ほどのような事情もございましてな具体的の期日につきまして確定するに至っておりませんけれども、なるべく早く実施したいという考えでございます。

○寺前委員 こういう一般廃棄物の処理施設というのは市町村の固有の事務だから、市町村は、指定をされたならば具体的な措置が伴うわけでしょう。お金が要るわけでしょう。この答申が出てくるのは十二月でしょう。政府の最終段階の予算を組む前でしょう。そうすると、政府の予算案に載

せていないからこれは指定をしにくいんだとか、具体的にあるんじゃないですか。ですから、今度の予算の中で予算が取れなかったの指定地域がでないんだとしたら、必ずやるけれども今回はできないんだとか、あるいは補正でくるさかいにやるんだとか、物をはっきり言わなかったら、速やかにかにやりますとか、何ば言うておったって、現実には市町村の固有の事務なんだから、市町村自身に困ることに對する財政援助はどうするんだという問題もあわせて提起しなかつたらだめじゃないか。私は無責任だと思ふのですよ、あなたたちのやっている仕事は。わかつていないんだしたらわかつていないと言いなよ、おれの方が詳しいと言ふんだしたら。大臣、そう思ひませんか。こんな話は無責任でしようがないと思ふんだよ。これはだれの目にも明らかなんだよ、指定しなければだめだということ。答申も出てしまつておるんだよ。その他経過措置が必要なんだ。経過措置は金に要るんだ。そんなことぐらいいない常識ですよ。はつきり言うべきですよ。そのためには財政上どうするんだ。何にもはつきりしてないじゃないか。厚生省はこの問題についてどう思ひますか。

○山下政府委員 実は昨年の十二月、この委員会におきまして寺前先生からこの問題の御指摘を受けまして、その後におきまして中央公害対策審議会の答申をいただいたわけでございます。夏の段階から私も予算要求をいたしておりました結果、新規補助金でございますが、おおよそ七十七カ所分、約四億一千万円の排水処理施設を敷設するための予算が予算化されるに至っておるわけでございます。厚生省といたしましてはこの予算をもとにいたしまして、できるだけ早くこれらの整備に努力をいたしたいと思つております。御承知のとおり、最近のごみ処理施設につきましては所要の施設を設置されているものが多ございまして、特別にこういった改造をすべきあるいは敷設をすべきものは過去の古いごみ処理施設になるわけでございます。これをできるだけ早急に整備を

いたしたい、かように思つておるわけでございす。特定施設、環境庁において御指定をいただくわけでございますが、いわば、この問題に關しましては私も規制を受ける側と申しますか、指定を受ける側の立場に立つわけでございすので、その規制に應じ得るような体制に最大の努力を払わなければいかぬ。それと同時に、やはりきよう言つてあすというわけにもまいらぬわけでございすから、合理的な良識的な経過期間は設定をしていただきたい、かように思つておるわけでございます。

○寺前委員 ばくはそうだろうと思ひますよ。市町村は、やれと言われても金が伴う問題だから経過措置に要る。現実に厚生省の方からいたしているところの排水処理施設の整備状況、昨年の暮れのものを見て、千八百八十一施設のうちの半分、九百九十八施設がこれは整備しなければならぬ状況にある。いま厚生省がおしやつたように七十施設では、そうしたら一割にも満たない状況なんで、したがって、このままでいいたら、こういう予算のつけ方であったら十九年の経過措置がなければ対応策になっていかないということにもなつてしまふ。新設の問題も考えたらもっともっとはど遠いことになつてしまふ。したがって、全面的に指定をするという問題はこれは科学的に当然のことなんだから、そうするとあとは財政問題が伴うんだから、だから、補正予算なり来年度予算からは、全面的に経過措置が早急にできるように対応するということが重要な課題だろうというふうな位置づけをもらわなければいかぬと私は思ふんです。大臣、いかがでしようか。

○田中事務大臣 この予算につきましては本年初めてついたわけでございす。それにしても少ないじゃないかとおしかりをこうむればそれまででございますが、いづれにしても新規施設は困難な五十一年度予算でやつたといつたわけでございす。先生おっしゃるやうに、この施設というのは現下きわめて大事なことでございすので、今後さらに予算化をするやうに努力をいたしたいとい

うふうに思います。

○寺前委員 次に、尿尿の浄化槽の問題について聞きたいと思ひます。特に新開地で問題になります浄化槽、都市近郊の地域に団地をつくられていくときに、浄化槽が個人でつくられたりあるいは一定の団地で共同的な浄化槽がつくられたり、この浄化槽の保守点検あるいは清掃問題が、農村地域にあるために農業に影響したりあるいはその地域に住む人の生活環境に不快なものを与えるという状況が出てきます。

〔委員長退席、山下（徳）委員長代理着席〕
ところが、この建物をつくるときには建設省がその浄化槽の構造指導をおやりになる、ところが厚生省の方が保守点検の問題と清掃の方の監督になるわけですか、そして直接的には市町村ということになってくるんじゃないでしょうか。ということになってくると、もともと、つくるときの構造から保守点検から清掃というのが一体の関連したものではないかと思ひます。ところが、構造は構造だ、その後のことはその後のことだ、これでは現実的にはこの苦情は絶えないことになるんじゃないのか。この問題の解決はしなければならぬ問題点だと思ひますが、この点について建設省はどういうお考えを持っておられるのか、まず最初に聞きたいと思ひます。

○大田説明員 尿尿浄化槽は建築物と一体となりまして建築物の効用を全うするものでございまして、建築基準法で建築設備として構造基準を定めております。これにつきましては建築行政で処理するのが適当であらう、こう思っております。一方、その維持管理につきましては環境行政上の立場から廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められておりますが、浄化槽の機能を十分發揮させるためには、構造基準、施工、維持管理が一体となって初めて可能なこととございまして、したがって初めて私どもの方は、水質基準を所管いたしております環境庁、維持管理を所管いたしております厚生省、それと私ども三省庁が集まりまして、行政を有効かつ適切に進

めるため昭和四十九年五月に連絡会議を設けまして、十分な連絡調整を図りつつ行政を推進してまいりたい、このように考えております。

○寺前委員 あなた、きれいなことを言うけれども、現実には汚い話ですよ。現実には、建物は建物、構造は構造、それから清掃は清掃、市町村が。そして保守管理が悪いということでは住民がみんな迷惑を受けている。住民の不満は全部市町村へ来るわけだ。そこには、上の方では体裁のいいことを言うておられるけれども、現実には権限関係から言うたら市町村の諸君は権限を持っておられへん。これは言葉としては、総合的であればならない、一元化しなければならぬ、そのために協議会を持つております、上の機関はそんなことを言うておったって現場はそうじゃないんだから。だからこれを統一的にする方式を実現しないことには住民は責任が持てない状況になっている。だからこのところを具体的に解決するためにどうするんだという問題をあなたは研究しなかつたら、四十九年に集まって協議会をつくりましたといつたて、そんな協議会は一切何の役に立つんやろかということになってます。厚生省はこの問題についてどういふ思ひます。

○山下政府委員 先生御指摘のとおり、尿尿浄化槽につきましては、構造基準の面は建築基準法、維持管理面は廃棄物処理法、公共水域の放流水につきましましては水質汚濁防止法という、それぞれの法律の見地から規制がなされておるわけでございまして。ただいま建設省から御答弁がありましたように、三省庁相集まりました会議を持つてきておるわけでございまして、座長であられる環境庁におかれましては今後さらにこれの推進をいたしたい、必要に応じて専門家も入れて検討をいたしたいといふこととでございまして。そういった検討を行いますとともに、私どももいたしましては、一歩でも前進をいたしたいといふことで、実は府県によりましては都道府県、市町村段階におきまして建築部局と衛生部局との合同連絡会を定期的に開くというふうなことからして、そ

の間の連絡調整が密にいつておる県もございまして、そういう例等を各都道府県等にもお知らせし、かつ御指導して、この問題についての解決に努力をいたしたい、かように思っております。

○寺前委員 ばくはどっちも無責任だと思ひますが、現場の関係からいって。いわばこの場限りの話なんだよ。ちよつとも解決せえへんですよ。建物をつくるときから保守管理から清掃まで一貫的に物を見なかつたらあかんわけだから、そのための御援助はどこに求めるかといつたら自治体にしかないんですよ、結局のところ。末端の自治体が法律的に機能がなかつたら法律的に整備したらいいし、法律以前でもやれる体制があるんならばやることを具体化させることを検討しなかつたらこれは一貫性のものとして物を見るための体制をどういふふうにするのか、そのために必要なお金が要るんだつたら金を、必要な技術が要るんだつたら必要な技術の講習会をやるとか、手を打たなかつたらこの問題解決しせんよ。ですから私は、そういう協議会がつくつてあるんだつたら速やかに、一番末端がそのことを対処し得るようにならねばならぬ、直ちにやる必要があると思ひますが、これはもう皆さん方はそんなことばかり言うんだつたら私は大臣に答弁してもらいますよ。あたりまえのことだと思ひます。

○田中事務大臣 尿尿浄化槽についての行政、三省庁にまたがつておるわけでございまして、これを先生おっしゃるようにならねばならぬと思ひます。えなればならぬところであらうと思ひます。が、なかなか過去の経緯がございまして実はそう簡単にはいかない。私は実は純民間出身の大臣でございまして、この種の問題、こういう問題についての解決のめんどさかげんといふものをいやといふほど関係になつてから知らされておるわけとでございまして、いまここで一元化をいたしますといふふうに申し上げることは私は食言のおそれなしとしないわけでございまして、何とか先生のおっしゃるような姿になれるように、末端の方でそのことが、上部における監督官庁が違つてい

るために不便にならないようにいまだ少しく検討もし、努力もしてみたいという御答弁を、いまは私正直言つて、申し上げる以外にないといふふうに思ひますが、努力はいたします。

○寺前委員 次にいきたいと思います。
市町村の焼却灰の処理の問題です。これは各地で起つておるんですね。たとえば大阪の吹田市、これは私の方の京都の亀岡というところに業者を通じて土地を買つて、そこにはかしに業者という問題で大騒ぎになつておる。吹田市は吹田市で、これはお金を出して買つたんだからえらいことになる。持つてこられた方の市は市で、冗談じゃない、おまえのところ困つておるからといつてわしのところに来られたつてわしのところも困る、こういう話になつてきます。ところが、何もそういう吹田市と亀岡市の問題だけではありません。大阪の衛生都市ですね、これが奈良県へ焼却灰を、下請といふんです、業者を使つて、自分のところで焼却するけれども最終処分地には委託をして渡してしまふ。委託者は奈良県へへかしに來ます。奈良県と京都府の境、そこにはつと見に行つたら、業者はどういふかといふと、私が京都の出身の代議士であるといふことを知らなかつたんでしよう、どういふふうにかといつたら、ばつと見つかつて、いや、迷惑は、ここは奈良県ですけれどもこの水は京都へ流れますさかい大丈夫ですわと、こういうことを言う。笑ひ話みたいな話です。

現実には一番最終処分地問題というのを真剣に考えなければいかぬわけでしょう。私は、今日の一般廃棄物における一つの重要な問題は、最終処分地問題に、大都市あるいは密集地域の市町村にとつては固有の事務では済まない要素が出てきておる。このところを責任持つて解決をしなければならぬとでございまして、今度の法律で若干の改正案がなされておるけれども、市町村が他の市町村に持つていくのに、いまの法律のもとにおいてあるいはあなたたちの改正案のもとにおいて、持つてこられた側

の市町村は迷惑で困っているんだけれども、法的に取り締まる事ができますか。そこはどうなっています。簡単に答えてください。

○山下政府委員 従来は規制がなかった最終処分場につきましては、今回の改正案におきましては、それを設置しようとする場所の都道府県知事に対して事前に届け出なければならぬ。都道府県知事は、あらかじめ厚生省令、環境庁令で定められました構造基準に従ってそれを審査して受理を決める、そういう規制が行われます。それが第一点でございます。

第二点、そのような最終処分場において委託業者による不法な行為、処分基準違反のような行為がなされた場合につきましては、当該委託業者に対して適切な措置命令をかけるということができると相なっております。

○寺前委員 私の聞いていたのもそうです。事実上の問題など、そんなことを言っていない。こちらの市住民との諸関係もあるわけですよ、自治体というのは。他の市町村がその市へはかして来る、委託業者であろうと直接であろうと、最終処分地として求めて、このことに對して当該市町村が発言の場合、ありますかと。簡単に言うてください。

○山下政府委員 最終処分場の構造基準の審査並びに届け出の受理の権限は都道府県知事ということに改正案におきましては整理をいたしております。したがって、当該処分場の属する権限をいたしましては知事の権限ということで整理をいたしております。事実上の問題といたしましては、その地元の市町村の合意でありますとか意見でありますとか、そういったもののいわゆる円満な設置ということに努力すべきは当然でございますけれども、法律上は知事の権限ということで整理をいたしております。

○寺前委員 要するに、法律上言ったら、市町村は、よその人が最終処分地を求めてやってきて、構造上問題がなければ知事のところに届け出で済むだけの話であって、当該市町村が住民感情

との関連性で、ちょっと待ってくれ、わしのところにもないのにそんなものをつくられたら困るということも起こるだろうと思うが、そういうことを法的には規制することができないことは間違いないでしょう。現実には起こっている問題はそれとなくです。対市同士の間の問題もございまして、今度の一般廃棄物の上において単に構造上のあれをやっただけではだめなんだ、ちゃんと当該の市町村の合意を得るとか——あなたさっきおっしゃったとおり、常識だと言ったって法的には常識ではなくなっている、だから私は、ここが一つの問題点だと思えます。

話はさらに先へ行きますが、最終処分地を当該の市町村の固有の事務だということ、自分の市町村だけで求めたい地域が出てきているのじゃないでしょうか。とすると、都道府県の範囲で、あるいは国の範囲でそういう措置を特定の場合にはするということを考えなければならぬ、現実的にはなくなってきたというのではないかということ、私は痛切に感ずるのだけれども、そのことはどうでしょう。

○山下政府委員 先ほど知事の権限と申しましたが、正確に申しますと、知事の権限でありまして同時に、保健所を設置する市、全国で三十幾つございまして、その分につきましては市長の権限といたしましてございまして、訂正させていただきます。

産廃もそうでございますが、一應につきましても、各自自治体においてこの処分地の獲得に非常に苦勞しておられる実情というのは、私もよく承知をいたしております。できるだけの応援をいたし、いたしまして、できるだけの応援をいたし、また技術的援助をいたしてまいらなければならぬ、かように思っております。

昨年十二月に先生から御指摘をいただいたところでございます。これまた数年来要求をいたしておったところでございますが、ようやく初めて今年度予算におきまして芽を出しましたのは、こ

ういう一般廃棄物の処理施設につきましての排水処理施設、間仕切りあるいは擁壁というような施設の設置につきまして国庫補助制度が創設されるに至りました。五十一年度は約二億ということでございますが、今後これを育てながら推進に当たってまいりたいと思っております。

なお、現実の問題として単独の一市町村のみで処分地を設置するのが非常にむずかしくなっております。数市町村の一部事務組合等によって設置をするという動きも間々出てきております。そういった動きにつきましても、私も、は気持ちの上では積極的にこれを応援いたしたい、かように考えておるところでございます。

最後に申し上げたいのが、国が直接処分地を經營してはどうかという御指摘でございます。が、率直に申し上げまして、非常に地域性の高い問題でございますし、各地方におけるそれぞれの処分場を国が直営で經營するということが、かましては、私も現段階においてはいかかか、かように考えますので、国庫補助制度の新しい制度を育て、いろんな一部事務組合等の設置等についてできるだけの応援をしていくということによりまして、問題解決に努力をいたしてまいりたい、かように思っております。

○寺前委員 大臣にお聞きしますが、一般廃棄物は市町村の固有の事務になっているわけですね、その自分の市町村でできなくなったら、市町村が組んでやたらどうであろつかというお話が、客観的にはそうならざるを得なくなってきたわけですね。これが焼却灰の最終処分地が、その都道府県の範囲内で措置できる場合には、こういう条件の場合には都道府県が世話をするのだという条件を考えたらいと思うのです。ところが、それでは済まぬ段階にまた来ておる、一つの府県だけではね。県をまたがざるを得ない段階にきている。そうならないと、もう府県を乗り越えなければならぬ条件下のときには、国がそれなりに——私は市町村の固有の事務をはかせと言ふのじゃないんですよ。それなりの

そういう段階の場合には、国がそういう段階と認めるものは措置をするという問題について、もう考えなければならぬところに来ているのじゃないだろうか。御検討いただきたいと思うのですが、大臣の御見解を聞きたいと思います。

○田中事務大臣 いま県を越えてそういったような共同の仕事をしなければならぬ場面があるというところですが、この場合でも、先生、一部事務組合は組めるのじゃないかと思えます。そういうわけでは、私もとしては、本来この一府の処理というのは、市町村固有の事務でございますから、そうした方向で一部事務組合を組むというようにすることで処理をいたすのが本則であろうと思われま

すが、特殊なケースについては、またいろいろと国の方で御相談を申し上げますが、そういったようなことであるからといって、国が直接この事業に乗り出すというようなことについてはいかかかと考えております。

○寺前委員 話をちょっと先に進めますけれども、よく地方自治体では空きかん条例とかいろいろあります。清掃法から廃棄物へ法律が改正されるときに、ヤクルトの容器問題をめぐって当委員会においても大問題になりました。現在こういう適正処理が困難なものについて対策を打っている種類のものというのは、国としてどんなものが指導としてはなされているのでしょうか。

○山下政府委員 一口に適正処理困難物と申しましても、その性格が幾つか種類があると思うのでございます。一つは、その物自体を処理するの技術的、化学的に非常に困難をするというような意味の処理困難物というのがあるかと思っております。それからもう一つは、現実的に市町村の処理能力あるいは施設能力、こういうものに照らしてみまして、当該市町村にとってその処理をすることがきわめてむずかしい状態にあるというような性質のものもあるかと思っております。

それらをひっくり返して、精神規定として現在の廃棄物処理法三条二項に御承知のような規定

があるわけでございますが、この規定をもとにいたしましてそれなりの指導と措置を講じているわけでございますが、現在全国的に共通の問題といたしまして処理されております問題は、一つは、すでに御承知のとおり電気製品等の部品として使われておりますPCB、通産省と事業官庁の御協力を得まして、この回収体制の指導ということをお願いしております。もう一つは、ただいま先生が御指摘になりましたようなヤクルトのポリ容器といったものについても、その典型があるわけでございます。そのほか地域によりましてそれぞれの事業体で努力がなされ、その方向で処理がなされているものもあるかと存じます。

○寺前委員 当時も問題になりましたけれども、空き家とかあるいはプラスチックとかタイヤとか、あるいはもっと大きなものとして自動車とか家庭電気製品とかピアノとか、そういうような問題を含めて生産した企業、そういう企業の責任問題として追及をすべきではないかということが議論になりました。現実には地方条例で空き家条例という形でそうすることを結んだり、いろいろやっている地域があります。私は、やはりこれは非常に大きな問題だと思っております。そういう粗大ごみとかそういうような適正処理困難なものについて、いま二種類の問題の指導をやっておられるようにですけれども、単に二種類にとどまらず、もっと全面的に、やはり地方で困っているから条例をつくるぐらいですから、国としてそういう措置をとるべきではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○山下政府委員 御指摘のようなことを十分踏まえまして今後対処してまいりたいと思っております。

○寺前委員 国鉄お見えですか。——一般廃棄物と直接関係するわけですが、尿尿の問題です。国鉄は尿尿を積んで走っている列車もあれば、排出してたれ流しで走っている列車もあるわけですが、これが住民の中における苦情というものは大きなものがあります。さればこそ、たとえば東京に列車が入ってくるときに、ここからはもうトイレは

使わないでください、住民の皆さんが迷惑されるからという放送がされます。大都市の入り口に入ってくる、そういう放送があるわけですから、中間の都市になりますと、そんなことを言うておいたらトイレは使えぬということになってしまいますから、その放送は頭からせぬわけですから、それはそうだろうと思うのです。そうすると、結果としては、大都市でそれを言っているくらいだから、中間の都市ではそれをかぶっているという事態になっていて、これに対する不満というものが従来からあるわけです。

そこで、現実には国鉄の車両がどれだけあって、それに対していつからこういうふうに対応してきて、将来、いつに向かっているかを、最初に国鉄当局と計画を立てておられるのかを、最初に国鉄当局から御説明をいただきたいと思うのです。

○渡辺説明員 全対象車両としましては、現在旅客車の総数が二万六千両ほどございますが、その中でトイレのついておる列車、これが一万六千五百両ほどございます。いまおっしゃいますように、たれ流しをのものをタンク貯留方式という形で、車の方の施設と地上施設と両面相ましながら進めておるわけでございますが、五十年末時点まで四千五百両ほどがタンク貯留式になってございます。そのほかにつきましては、とりあえず七千両を目標に五十三年度までに処理したいというふうに考えてございます。

○寺前委員 私のところへ手紙が来まして、山陰線の福知山ですが、府の衛生研究所ですか、そこが調査に行ったりすると、沿線四百メートルの範囲にわたって影響を受けているというような話も出てくるわけです。それで、現実には福知山を前後して走っている車が何台あって、現在対応されているのは何台で、これからどういうふうにしていくのかを、これからどういうふうにして細かく説明してみたい。

○渡辺説明員 山陰線の福知山付近といまして、列車が途中で打ち切られたり、あるいは列車が組成されたりしまして、線一本で申し上げるこ

とは困難でございますので、たとえば福知山と和田山間ということを取り上げてみますと、現在対象になる特急、寝台を含めてですけれども、特急、急行合わせて列車本数にして三十本ございます。その中で現在処理をしておるものが六本でございます。これを先ほど申し上げました五十三年末対応で、処理施設その他列車のタンク、そういったものの設備にしますとプラス十六本、つまり二十二本が処理可能な列車本数になると思っております。

○寺前委員 五十三年には、たとえば山陰線の福知山でみると、特急、急行で三十台走っております。現在は六本、五分の一だが、いまから努力をして十六本を急遽直すようにしていきたい。二十二本になっても、それでもなおかつ八本は残っていく。これを進めていく上において、タンク式にするのだけれども、タンクにした尿尿は、どこかで処理せんならぬでしょう。そうすると、一般廃棄物は市町村の固有の事務でしよう、しかし、これは市町村の人の尿尿じゃないです。ね、汽車です。と、当該の市町村が、うちが責任持たなければならぬような尿尿じゃございませんよという勘定になりませんか。

そうすると、問題は、こういう列車の方の改装をしていったとしても、これを処理するところをどうするのだという問題に突き当たると私は思う。国鉄、そうじゃございませんか。その問題を処理しないことには、現実には進まないのじゃないでしょうか。一体どれだけの処理施設が国鉄として必要なのか、現在何ばできておるのか、これから何ばつくらなければならぬのか、ちょっと説明してください。

○渡辺説明員 地上施設に限って申し上げますと、先ほどの列車七千両を処理しますには、基地にしまして二十二基地必要でございます。現在のところ、五十二年三月時点で完成を見たものが五カ所でございます。残り十七カ所について五十二年までにやりたいと思っております。

○寺前委員 厚生省に聞きますが、基地が二十二要る、現実には五基地しかない、あと十七基地、これも並行して処理していかなければならない。当該市町村にすれば、固有の事務じゃないものを持ち込まれることになる。さて、そういう場合には、厚生省として具体的にどういうふうな解決するためにやっておられるのか。具体的にやっておられることを説明してほしいと思うのです。

○山下政府委員 基本的には、鉄道の運営という事業を国鉄がやっておられるわけでございますので、事業者たる国鉄の方におかれまして、そういった基地施設の増設、処理、こういうものにお力を入れていただきたい、これが私どもの立場でございます。

具体的にいま何をやっているかという御質問でございますが、まあそういったものも含めた市町村の尿尿処理施設の設定計画がございまして、国庫補助申請等がございまして、その補助申請の査定の際に配慮をするということで対処していくことになろうと思っておりますけれども、基本的にはぜひ基地施設の増加をお願いしたい、かように思っております。

○寺前委員 国鉄さんは予算をちゃんと組んでいます。ところが、市町村みずからの尿尿施設の設置でも住民との関係でなかなかむずかしいわけでしょう。そうすると、全然違う事業体の人がその市へ行って処理しようとしたって、これは客貨車区が何かあるところでパイプでつないでそれをされていくのが一番いいやり方なんだろうから、私は、正直に言ってなかなかむずかしい問題があるうと思っております。ですから、国鉄当局とよく相談をして、地域住民が現実には迷惑をしているのだから、この迷惑を解決する一つの問題は、国鉄の事業活動におけるトイレの処理施設をどうするかという問題について真剣に厚生省は相談に乗り、地方自治体の相談に乗って、全面的に解決するように努力すべきだと私は思うのですけれども、その点についてどうですか。

○山下政府委員 御趣旨のとおり存じますの

で、努力いたします。

○寺前委員 さつきも提起した問題ですけれども、最終処分地はいまこうなっているんですね。さつきも言ったように焼却炉まではやる、そこから今度は、大都市の周辺の場合は処理業者に任せてしまつて、そこから先はわかりませんという事態がたふさんある。これが県を越えて、よそへ持ってきて迷惑を受けている事態がいま生まれてくるわけですね。

そこで私は、最終処分へ向かつていく処理業者であらうと、もともと出したところが最後まで責任を持つというのを体制的にも考えなければならぬと思うし、それから最終処分地に対して積極的に国有地を提供するという問題もあわせて検討すべき段階に来ているのではないだろうか。

いま私は、一般廃棄物で言っていますが、産業廃棄物の場合にもメッキ業者の問題があります。メッキ業者というのは、大きな業者は少ないんですよ。一番大きなところでも、従業員五百人があるところとは指折り数えるほどしかありません。私のおる京都でも、九十何社ありますけれども、直接的にこれを専業としておるのは五十何社です。この諸君たちが一番困っているのは何かと云うたらスラグです。これに困っている。コンクリート固めにしておるけれども、自社に置いておるわけです。どこへ処分していいかわからない。

そこで、こういう中小企業の産業廃棄物を含めて国が国有地を提供するとか積極的に乗り出す段階に来ていると私は思いますが、そんなことを考えたことはあるのかないのか、どういうことになつていますか。

○山下政府委員 まず一般廃棄物の処理施設につきましても、助成策につきましても、先ほどもちよつと触れましたように、数年来の懸案が実りまして、五十一年度初めて処分施設、擁壁、間仕切り、排水処理施設、これについて二億ではございますが、芽を出したわけでございます。こういったものの拡充強化につきましても、今後とも努力をいたしてまいりたいと思うわけでござい

ます。

国有地の問題でございますが、一般廃棄物処理施設、産業につきましても、特に中小企業にかかわるものについての配慮がなされてしかるべきではないかという御質問でございますが、現在、国有財産特別措置法という法律がございまして、その三条におきまして減額譲渡なり貸し付けのケースがございまして、その中に公害防止関係の必要事業ということで政令で定めるものということで、政令上産業物の処理施設ということで整理がなされておるわけでございます。そういう意味におきまして、法令上全く道が開かれていないかと申しますと、開かれておるわけでございます。

いままでそのようなことについて意識をし、十分の努力をいたしてきたかという点につきましても、なお不十分な点があったかと思ひますけれども、こういう問題はどのよう土地と云うことで具体的な話としてそれをお世話し上げると云うのが、何とか一歩具体的になつていくのだらうと思ひます。そういう問題が今後出ますれば、私も何とかしたいと思ひますが、できるだけの世話なり努力をいたしたい、かように考えます。

○寺前委員 それじゃ積極的にこれをやつてもらわないと、メッキ業界の最大の問題は最終処分地ですよ、みんな自社で抱えておつて大変な事態になつておる。

それからもう一つは、再利用を研究し処理していく問題です。これがどうなつておるのか。たとえば神戸で三十三社のメッキ屋さんが同和精鉱に頼んで処理しようというところに話が進んでいった。処理するに当たつては二つの段階が問題になるわけですね、再利用については、一つは、分離する問題があるわけですね、含んでい

るものに対して、この分離に金がかかる。これをどうするかという問題。もう一つは、山元へ持つていく。ところが、それを持つてきたら、今度は、たとえば神戸の話でいつたら、同和精鉱は尼崎の大気汚染の担当者の方からそんなことをやつてもらつたら大変だといつて拒否されてしまつた。これは大気汚染の問題が出てきます。だから、もともと鉱石を精錬する場合の方が金がかからぬし、それなりに進んでおるわけです。こういう再利用する過程は、分類をしなければならぬし、その処理をするところが非常に困難だ。この点でも全国的な計画を、厚生省が通産省と一緒に進んで再利用の問題について、あるいは環境庁も合めてどうしようにやるかということを、国自身が全国的な観点に立つて計画を進めることも必要ではないだろうか。私は、これは行き詰まつたままになつておると思うのです。何か具体的に進んでいくことがあつたら、ひとつ報告をしてもらいたいし、そうでなかつたら速やかに検討してほしいと思ふのです。いかがなものでしょうか。

○山下政府委員 廃棄物の再生利用という問題につきましても、資源の有効利用という見地からいふと、かまふ私どもも廃棄物を処理する事業のサイドから見ても、ぜひともこれはできるだけの努力をして推進してまいり、大いにやらなければならぬ非常に重要な事項であると考へております。

よく先生御承知で、ただいまのお話の中にも御指摘がございましたように、非常に道は簡単ではございませんで、技術の問題あるいは収集分別の問題あるいは再生品についての市場開拓の問題、それらの過程における経済性の問題、越えていくべき障害は多々あるわけでございまして、廃棄物処理行政からもわれわれが努力目標とすべき一つの大きなテーマだろつと思つておるわけでございまして。

今度の産業物処理法改正におきましても、通産省等とも十分連絡をとり合つておまして、ひとつ私の方から提案をいたしまして、この資源化問題についての打合せをやらうじやないかということをしていただいております。現在は一廃、産業を通じまして、なるたけ資源化の道を広くいたしたいというところで、御承知のとおりくず鉄、故繊維等四品目につきましては、再生利用専門にやる場合には、処理業の許可は要らないという措置を講じておるわけでございまして、現在の実態に即しましてこれらの措置についても、その拡大を検討していきたい。省令でやれますので、そういう方向でやつていきたいと思つております。

資源化再利用の全国計画を立てるという御指摘でございます。最終的には、そこまで私どもとしても努力を志すべきだと思ふのでございまして、けれども、直ちにはなかなか困難だと思ひますので、事業官庁等ともよく連絡をとりながら、できるものから努力してまいりたい、かように思つております。

○寺前委員 厚生省の方から「産業廃棄物処理施設に係る補助金及び起債について」という文書をいただきました。四十六年から毎年予算として一億ないしは二億という予算をずつとつけてきております。ところが執行状況を見ると、実績は全部ゼロであります。一体これはどういふことなんでしょうか。産業廃棄物の処理施設といつても、もちろん下水道や浄水場に係るところの問題の処理もあるでしょう。しかし、それはそれなりの予算が別枠でありますから、とすると、ゼロできているこの補助金の問題は、一体どういふことになつておるのだらうか、私は不思議でかなわぬ。それだつたら、むしろいま中小零細な業者が多いというメッキ業界などに積極的に国有地の提供問題も考えたり、あるいは積極的に共同施設に援助をしていくとか、あるいはそういう中小零細なものたちの共同処理に対する公社方式を自治体がつていくとか、何かそういうものに対して積極的に助成していくとか、そういう積極策に打つて出る必要を、むしろこういう予算をつくるぐらいだつたら、私は考えてみたらいんじやないだらうかと思ふのですが、こういう産業廃棄物処理施設に対する財政的な援助面に対するこの点と今後の考え方について聞かしてほしいと思ひます。

○山下政府委員 この産業廃棄物補助金一億、御指摘のとおり組まれておるわけでございまして、もう先生御承知の上でおつちやつておられると思ふのでございまして、これは一般の企業なり

事業者に対する補助ということで組んでおるのではございませんで、各都道府県、市町村等の公共施設から出る廃棄物につきまして、広域的に公共団体が設置いたします場合の補助ということで想定をしておりますのでございませんで、残念ながら今日までのところ、具体的なプロジェクトがそれに即応して生じておりませんために、これは便宜一般廃棄物処理施設の補助金の方に流用いたしておるわけでございませんで、御指摘ではございますけれども、企業なり一般の事業が設置いたします処理施設につきまして、直に税金からする補助金を出すということにつきましては、いささかPPPの原則等にも照らしましては、やはり抵抗のある話でございまして、なかなかむずかしい問題があると思うわけでございませんで、私どももいたしましては、やはりこういふ事業者等の処理につきましては、まず第一に融資という手段によってやっていくのがよろしいのじゃないか、特にその融資の場合における中小企業等に対しましては、その利率、その他の配慮は当然なされるべきだと思っておりますが、やはり税金から直接の補助金を産業廃棄物の処理に投入するということについては、なかなか踏み切れない問題があるろう、かように思っているわけでございませんで、

○寺前委員 私の提起しているのは、中小企業が共同処理施設をやっていくとか、あるいは公社方式で何かやるやり方を自治体もかねて、その地域の特殊な産業を育成する立場からやっていくというようになるとして積極的に考えてもいいのじゃないだろうか、最終処分地問題は、非常に大きな位置を地場産業の場合に特別に持つ場合があるから、そういうことを積極的に考えているなら、たまたまどうなんだろうとかいう意味で問題を提起しているわけでは、後からお答えをいただいたら結構です。

それから、もう時間がないようなので、対象枠の問題とかいろいろあるわけですが、罰則が、他の罰則との関連もあってやむを得ないので、というのをお答えだろーと思ひますけれども、たとえ

ば西ドイツの例と比べると、日本の罰則は少ないという批判がありますが、それについてはどうなんだろうとかいうことが一つ。

それから、こういう廃棄物処理法があるわけですから、廃棄物によって地域住民やあるいは農業に被害を与えております。たとえば六価クロムをめぐるところの地域住民の生活に影響を与えました。あるいはまた農業被害というものがやはり与えられております。大気汚染防止法の場合だつたら二十五条で、それから水質汚濁防止法の場合だつたら十九条で、それぞれ損害賠償の問題の指摘があります。救済の問題が指摘されております。この廃棄物の場合には、なぜそのことを考えないのか御説明をいただきたい。この二点いかがでしょう。

○山下政府委員 罰則につきましては、もう御質問の中で先生おっしゃいましたとおり、国内の他の類似する法令との均衡等からこの程度が妥当な線ではないかという判断でこのようにいたしましたわけでございませんで、御指摘のとおり、西ドイツにおきましては最高十萬マルク、一千万という罰金もございませんで、これも外国も国によるわけでございませんで、英国等におきましては、二、三十万と

いまして、英国等におきましては、二、三十万と

思っております。明確な意識を持っていなかったわけでは、

○寺前委員 それでは最後に、この産業廃棄物について都道府県が計画を立てて、そして事務をやっていくことを十條、十一條のところで指摘をしております。国の委任事務として産業廃棄物の担当が都道府県の本庁や保健所になります。私は、委任事務である以上は、これは機関委任事務として当然のことながら国がその人件費のめんどろを見なければいかぬのじゃないかと思うのです。皆さんの方からいただいた資料によると、本庁には去年まで一人です。それから平均すると二人の配置をやつて対処をしているというところになるのじゃないかと思うのです。ところが、現実にまた別の資料をいただくと、客観的に、専任の担当者置いていない府県も含めて、それぞれの県の本庁には平均五・五人の人を配置しているということになっております。現実的にはこの人数のあれば合わないじゃないか。本当にこの産業廃棄物について都道府県に委任事務としてやらせていくというのだったら、せめて人件費はすべてめんどろを見るようにしなければいけないのじゃないか。

さらに言うならば、一般的批判があります。それは何かというと、国は法律はつくるけれども、やるのは都道府県じゃないか、そして仕事に実際上必要な経費は都道府県には与えられていないというそういう批判がこういう分野で言われるわけでは、また、業者の方にしても、産業廃棄物について言うならば、メッキ業界の方はこう言われます。不法投棄はけしからぬとおっしゃるけれども、合法投棄についてはめんどろを見てくれというじゃないか、先ほど言いましたような最終処分地問題に対して行き詰まっている問題について対処をやつてくれないじゃないか、いずれもこれらは国に対処するところの批判であります。これを考えたときに、せめて都道府県の人員の配置が現実的に合うように対処されること、あるいは業者の批判にあるように、最終処分地問題についても国の積極的な手だてが要るのではない

か。この点についての御意見を承って質問を終わりたいと思ひます。大臣、よろしくお願ひします。

○田中事務大臣 地方におけるこの種の職員については、地方交付税をもって人件費の助成をしていくところではございまして、最近これを逐年ふやしておりますが、まだ十分であるとは私、言い切れないと思ひます。今後ともこうしたことに従事する職員の増員を図るために、国としては積極的な助成を図っていくようにいたさなければならな

いと思っております。

また、いわゆる最終処分地をめぐる問題については、いま少しわれわれとして積極的にこれに助成をいたしたいというふうな思ひを持っております。実は正直言いますと、この法案の作成の過程でこの問題が一つの焦点であつたわけでありませんで、しかし何分にも期日が短い、また国並びに地方公共団体の未曽有の財政難という時期に達着をいたしました。したがつて、これを十分に手当てをしながらこの法律を出すことはいかか、こう思ひました。やはりその問題は後日に努力することとして、この法律をひとつ御審議願つてより改善の方向に進むべきだということで、そのことをよくわれわれは反省もし、また今後の政策課題として踏まえつつこの法案を出したわけでございませんで、問題意識を持っております、今後さらに努力をいたす所存であります。

○寺前委員 終わります。

○山下(徳)委員長代理 岡本富夫君。

○岡本委員 時間が非常に限られておりますので、重複を避けて御質問いたしますから、簡単に、しかも要領よくお答えを願ひたいと思ひます。

なって流通していく、これに対する対策はどうかという事で、御承知のとおり、電気部品につきまして回収措置を講じますと同時に、ノーカーボン紙等につきましても、保管回収というような措置を講じ、そのための機関につきまして電機ピーシービー処理協会あるいはピーシービー入り旧ノーカーボン紙処理協会、こういったものを設置いたしまして、そして、そのための処理施設につきまして、その設置を現在努力しております、こういう状況に相なっておりますのでございます。

○西村説明員 いま厚生省から御答弁がありましたように、現時点ではこれらのものが原則として製造され、また使用、販売されていくことは言うまでもないところでございますが、過去のものの環境汚染の程度に関しましては、環境庁が中心になり、各省の協力も得まして、四十七年度以降、全国一斉に調査を実施いたしまして、四十九年にその結果を公表したわけでございますが、その後五十年、五十一年とそのフォロー調査を実施しております。

産業廃棄物の関係あるいは一般廃棄物の関係で申しますと、この三月からPCBを含有する廃棄物の厳しい排出規制を実施しておりますし、それから故紙再生業の特定施設から出てまいります排水中にPCBを含有するものがあるわけでございまして、その排水規制も、この三月から実施しているという状況でございます。

○岡本委員 排水を規制しておるといことはわかるのですが、スラッジの方はどうなっているのですか。これを言っている。

○沢田説明員 スラッジの中にどのくらいPCBが入っているか、最近の検査の結果を申し上げますと、昨年七月でございすけれども、ちり紙あるいはトイレットペーパーの主産地でございます静岡県富士地区におきまして、静岡県の紙業協会が富士市立ち会いのもとに二十四検体のスラッジを対象にいたしましたスラッジの中のPCBの賦存状況を調べました。その前に、先生御高承のごとく、規制では、スラッジが水などに当たっ

て、そしてその溶出してくる段階でPCBの濃度が〇・〇〇三ppm以上のもは封じ込めの理め立てをしなければいけませんし、また、それ以下のもは通常の埋立てでいい、そういう区分けになっていくわけでございます。そのような観点から、前回やりました調査におきましては、溶出のPCBがどのような状況で出てくるかを調べたわけでございます。結論といたしましては、検出せず、あるいは先ほど申しました〇・〇〇三ppm以下の範囲に全部おさまっておりますので、決して樂觀はできないわけではございますけれども、この調査は分析の機関も權威のあるところでやりました、私どもとしては、一応好結果が得られたのではないかとこのように受けとめております。

○岡本委員 いまあなたの方は調査したか知りませんが、私も公明党では、昨年末からこの初めにかけて故紙再生工場が比較的多い静岡、愛媛、福岡、岐阜、この各県にわたって実態調査をしました。そうしますと、まず静岡県におきましては、山梨県の大泉村の開拓農地に、富士市の製紙会社のスラッジを肥料として廃棄場所であるところの地主と契約して、約三百四十トン、大型ダンプにして二十六台分を夜中に運んで不法投棄しておる。これを村民が発見して、地元の警察やあるいは保健所、県の衛生課がこれを調査した。そして、このスラッジを県の公害衛生研究所で分析したところ、PCBが二〇一ppm検出されておる。大臣、これがそのほかの方で写真を撮ってきた実態なんですよ。こういうことを厚生省の方は御存じなのか、いかがですか。

○山下政府委員 実は率直に申し上げて、恐縮なんです、すべての個々の事例を完全に把握しておるというわけではございませんで、昨日、先生からいろいろ御指摘ございましたので、急遽いまま各都道府県に問い合わせをして、その実情把握に努めているということでございます。個別のそういった事件のすべてを的確に把握いたしておるという状況にはなかつたわけでございます。

○岡本委員 いま通産省の方から、あたかもりつ

ばな結果が得られた——これなかなかりつばでないですよ。これは現場をそのまま写真を撮ってきた。これは静岡県のあれが山梨に持って行って捨てたやつ、また、それ以外に山梨県の須玉町の農地に約四百トン、これを山梨県から静岡県に撤去を申し出て、県同士の争いになっている、こういうことなんですね。この静岡県の方の産廃の処理業者は、処理について山梨県知事の許可を得ていない。また愛媛県におきましても、これは土居町ですが、休耕田のところに無認可の処理業者が約七千トンのスラッジを投棄しておる。地元農民が再三県に要請しておるけれども、どんな措置もできない。また伊予三島では、河口付近の田畑の堤防みたいなところの土手の上に約七千六百トン投棄されて、そのまま置いてある。雨が降りま

と、そこからどんどん流れておる。また、その近所は伊予三島市でありますから、瀬戸内海にそのスラッジが流れておる。それで農産物や井戸水にも影響しておる。しかし行政当局はまだ分析をしてない、これが愛媛県の姿です。それから、福岡県の八女市では七工場、これは花宗川という川の付近に土のうを積んで、その上に置いてあるわけですね。この福岡県のを検査しますと、百二十ppmという高濃度のものです。また岐阜県では、これは岐阜の実態でありますけれども、岐阜県的美濃市、長良川の漁業組合からいろいろ要請がありまして、私どもが調査いたしましたところ、やはりヘドロがあつて、そこからたびたび流れておつてアユとかに奇形魚がずいぶん出ている。こういうことについてどの省が責任を持っておるのか。通産省なのか環境庁なのか厚生省なのか、これをひとつ明らかにしてもらいたいと思うのです。言いがあつたら、ひとつ各省からお聞きしましょう。

○山下政府委員 やはりスラッジという形において投棄をされるわけでございますので、廃棄物であるということには間違いないわけでございまして、廃棄物処理法の対象たる物であるという意味におきまして、廃棄物処理法を中心的に所管

いたしております私も厚生省において、実情を十分把握し、適切な指導をするということが第一に責任があるのではないかと私も考えております。もちろん環境汚染の問題で環境庁、さらには、そういった事業者の指導という面におきまして通産省、こういった省庁の非常な御協力をいただくことなしには所期の目的を達することはできないわけでございますが、第一次の廃棄物処理の責任官庁は私も厚生省にあるのではないかと考えます。

○岡本委員 そこで、このPCBのノーカーボンについては、私ども(公明党)特で論議したときも、特に通産省の方でそういうものを絶対に排出しないように全部保管をさせて、その処理方法、処理技術ができるまでは動かさないのだというような答弁があつたわけであります。ところが、事実はどうやうでございせんか。これは岐阜県の実態の廃棄物の状態なんですよ。そこを写真を撮つてきた。こういうことになると、結局、通産省の方はノーカーボン紙を全部把握しておつたのかどうか、その処理についての適切な指導をしたのかどうか、同時に、今度は、そのとおり各企業が守つたのかどうか、この点について非常に疑問を感じざるを得ないわけですね。委員会や新聞あるいは世論が喚起されてわあと言っているときだけは、ああします、こうしますというような答弁があつて、いかにもできるやうだけれども、その後は野放し、こういう結果がここに出てきたのではないかと私は思うんです。局長に来てもらうか、でなかつたらあいが悪いわけですから、沢田さん、これについてあなたの方で何か答弁がありますか。

○沢田説明員 御指摘のとおり、官公庁で保管しておられますのが千五トン、それから民間の事業所におきまして保管しておりますのが千五百五十トン、これは、われわれ判明しているところで凍結して保管しております。しかしまた、この感圧紙の状態から考えまして、いろいろなところに散在しておるわけでございまして、御指摘のように、これを全部網羅的に把握することは非常に困

難でございます。完全に日本じゅうに散在してあります感圧紙を掌握して、これを適切に封じ込めることは非常にむずかしいでございますけれども、いろいろな手段を打ちまして、できるだけ封じ込められるように努力はしてまいりましたつもりでございます。

先ほど御答弁ございましたように、ことしの三月一日から政令の指定をいたしまして、PCBの塗ってあります感圧紙を産廃に指定いたしました。一つの手段といたしまして法的にこれを古紙回収業の段階で取り扱ひの対象から外す、扱ふと違法になる措置をとったわけでございます。それでもこの感圧紙の封じ込め対策として完璧を期することに自信が持てませんので、もう一段といたしまして東京の足立地区、ここで古紙回収の問題が機能をやんでおります、この足立地区から供給される古紙が、先ほどの主産地でございまして静岡方面に原料として流れていく要点でございます。すので、法的にはこの三月一日以降、PCBを塗った感圧紙は違法な、扱ふない品物になったわけでございますが、万一それに漏れて流通することがあつてはいけません。関係業界の協力を得て、そういう法的な目をくぐって出ていく感圧紙があるかないか調査を現在実施しております。

それにしまして、全国に散在しておると推定されます。こういう性質の紙でございますので、完全に一網打尽につかまえることは非常に困難でございます。ですから、私も決して楽観はしておりませんけれども、別の面で工場排水から出てまいりますPCBの濃度につきましては、私も静岡あるいはほかの地区である期間を追って調べております。まだ完全な楽観できる結果は出ておりませんが、傾向としては排水中に含まれますPCBの濃度が減る傾向に出ていると思ひます。

〔山下(徳)委員長代理退席、葉梨委員長代理着席〕

だからといって安心できる状態ではないが、今後努力いたしまして、極力感圧紙の段階あ

るいはスラッジの段階、排水の段階でこの有毒なPCBが出てくることを封じ込めるように通産省といたしまして努力を続けていきたいと思っております。

○岡本委員 厚生大臣、私は、各県の実態を調査したものがまだまだあるので、通産省としてノーカーボン紙を全部押さえることはなかなかむずかしいと思ふのです。

それから、通産省と厚生省の間にいろいろ取り決めたものをついて、そして、こういうものはこうだ、ああいうものはこうだというふうにならんと、そして、それをつかまえて、その処理についてもどうするかというふうな確かな指示をしてあげないと、結局先ほど申しましたような状態になるのではないかと私は思ふのです。それも、その点についてまた各地方自治体に対してその指示を出す。一番の問題は何かと申しますと、結局この処理の金銭的負担ですよ、この予算。だれが捨てたかわからぬような、あるいはまた、いろいろの処理がたかさんあるわけですが、こういう後々の処理、これを抜本的にどうしようかと思ふのです。ここに私は一番の問題があるかと思ふのです。したがって、法改正して今後のものは何と申しますけれども、この法改正以前のこういったものがまだ山積しているわけですね。これをどうしように考えていくのか。

なるほどPCBの生産というものは一応とめていくわけですが、また全国に約七万四千、五千トンあつて、そして回収したといへども、まだまだほとんど回収されてない状態であるわけですが、今後やはりまたこういう投棄の問題が起つてくる、スラッジだとかあるいはまた廃棄物の問題について、これから起つてくると私は思ふのです。これについて抜本的な対策についてはどういうふうにお考えになつておられるのか、この点について聞きたい。

○山下政府委員 最初にちよつと触れましたように、電気PCBにつきましては電気PCB処理協会、ノーカーボン紙につきましてはノーカーボン

紙処理協会という、いわばその事業者の方々が協会をつくりまして、自主的にこれらの回収処理を進めていくという努力をいたしておられますので、この努力がひとつ実りあるものになるように、私もとしても、できるだけ援助、努力をいたしたいかなければならぬと思ふわけでございます。先ほど来、幾つかの事例を申しましたが、すでにもういわば不法投棄されたスラッジ処理、こういったものの問題がございまして、この点につきましては、現行法上必ずしも十分な規定ではないかもしれませんので、改正案におきましては、所要の規定の整備を図つたところであることは、もう御承知のとおりでございますけれども、その情状に依りまして、投棄をいたしました者あるいはその投棄を委託した者等につきましては、所要の回復措置を指導し、かつまた命じていくというふうなことに相なつていくことになるのではないかと、かように考えておるわけでございます。

○岡本委員 電気機器あるいはまたノーカーボン紙の業者が協会をつくつて、自主的にこういふことが、果たしてそんなところで、自主的にこういふものの処理あるいはまた、すでにそういう人たちが捨てた物に対する処理、こういうものが本当にできるものであろうか。やはり業者というのは、利益にならないとなかなかやしませんからね。それをやるときに、その人たちにだけだけのメリットがあれば、あるいはまた助成をしなければ、これはすでに済んだノーカーボン紙あるいはまたスラッジ、こういうものですか、いまのような対策で果たして解決するのでしょうか。この点について自信があるのかないのか、一遍お聞きをしておきたいと思ふのです。

○山下政府委員 技術的にも、千二百度でございますか、これによつて焼却すれば大丈夫だといふこともありますが、これら協会の協会におきまして、その処理施設の設置にいま心がけておられます、場所等の物色に現実に入つておられる状態にあるわけでございます。したがしまして、先

ほど通産省の課長の方からお話ございましたように、非常に少量のものが個々に粉れ込んでおるといふようなものも、すべてきつとこでやるかというところでございまして、問題があるかと思ふのでございまして、相当量まとまつて保管をされている、あるいは相当把握することができるといふ状態にある、こういうものにつきましては、その一元的な回収処理ということも可能であると存じますし、通産省におかれましては、その線で見解の指導に当たつておられるものと拝察をいたしておるわけでございます。

○岡本委員 どうもくつの上から足をかいておるような状態ですね。

そこで通産省、これは公害防止指導課長さんです、千二百度の炉をつくつて、そしてスラッジあるいはまたノーカーボン紙を処理した場合に、空気中に散乱するPCBの問題は、要するに大気中に出る問題は、その後どういふように試験が終つたのか。兵庫県の高砂におきまして、御承知のように鐘淵化学が最初ういつたPCBの処理をやつておつた。ところが、その煙突から出る排煙中に出るところのPCBの散乱と申しますか、それが非常に問題になりました、現在とめておる。その点について、たしか通産政務次官の答弁として、通産省の方で、政府の方でそういった技術開発をきちんとする、そして適切な処理ができるようにしたいという明確な答弁を私はいただいたことがあるわけですが、その後それはどうなつていますか。

○岡田田説明員 先生御指摘のように、PCBの処理に關しましては、私も工業技術院の公害資源研究所でいろいろな処理研究を実施したわけでございます。三つぐらい方法があつたかと思ひますが、その研究の中で最も有効な方法として、いま御指摘の高温燃焼というのが、千二百度以上で燃やせばPCBはほとんど分解されるという結果が出ておるわけでございまして、私、聞きまして、たところによりまして、先生御指摘のように、煙突から飛散するPCBもないというふうな私、聞

いているわけでございます。今後PCBの原液あるいは電気関係のPCB等の処理に關しましては、この方式によりまして処理を進めたい、かように考へてゐる次第でございます。

○岡本委員 それは、たとえば全国で一カ所か二カ所つくたぐらひではとても輸送に——全国に散らばつておるわけですからね。それで、原液になつたものに対しては何か回収をしておる。しかし、それも全部ではない。同時に、故紙のよなもの、それからスラッジ、このスラッジの最後の処理はどういうふうにするのか。先ほど申しましたように、川の堤防の横に積み込んであるいはまた、たんの横に野積みにしてある。先ほど写真で見たような姿なんです。こういうものの処理は、それを、どこかつくたところまでわざわざ持つていくわけにもいかないでしょうが、こういうような処理はどうするような考えをしてゐるのか。ひとつの省からでもいいですから、通産省かな。

○山下政府委員 生の姿で保管をされておりますノーカーボン紙でありますとか、あるいは電気PCB、これの処理の問題につきましては、全国に一カ所の施設で足りるかどうか、その辺、実情を踏まえて通産省ともよく相談をいたしながら、先ほどの業界等の指導に当たつてまいりたいと思つてわけでございます。

それらが焼却されました結果生じますスラッジ、汚泥等の処理でございますが、これにつきましては、もう一般の廃棄物と同じような、相当量のものを含んでいれば有害廃棄物ということに相なるわけでございます。それにつきましては、処理基準の面につきましては、ことし三月に環境庁において決められた線で無害化処理等の技術的方法を指導していくわけでございます。

現実の問題として、そういったものが中小企業の製紙工場あるいはそういった事業場等で汚泥が出てくる、そういったものの処理対策に対する施策はどうか、こういう趣旨の御質問かと考へるわけでございますが、これは先ほどのお話にもござ

いましたとおり、ことに産業廃棄物の処理に当たりましての中小企業、零細企業という問題は、われわれが重点を置いていくべき対象の一つであるわけでございます。これに對する措置といたしましては、各種の公的な融資の措置でありますとか、あるいは個々の事業者ごとではなかなか困難だと思ひますので、業種別、地域別あるいは系列別というような見地からいたします協業化でありますとか、そういった施策を大いに指導いたしていかなければならぬと思つてございします。幾つかの都道府県におきましては、そういった中小零細企業を対象にいたしまして、公共関係の事業を手がけておるところもございします。そういったものにつきましても、私どもとしては、できるだけの応援をいたしてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○岡本委員 先ほど事例を挙げたわけですが、事例を挙げました山梨県、これは静岡のやつですが、それから岐阜県、愛媛県、福岡県、こういう方面のPCBのスラッジの処理につきまして、これは、どこで、だれが実施するのか。先ほどお話をありましたような小規模の企業では、これはとてもできないと私は思ふのです。したがって、すでにこうして置いてあるところのこういったものに対しての処理方法、これは最後の決着をどこがつけるか。国がそういった処理場をつくつて、そして、そこへ処理する費用を幾らかとつてやるのか、この点ひとつはつきりしておいてもらいたいの、こう思ふのです、いかがですか。

○山下政府委員 御指摘の都府県にそういった実情が生じておるという御指摘でございます。で、私どもも、よく調査をいたしまして、それぞれの地域に応じた施策を講じていくということにならうと思つてございします。観念的には、やはり事業者が排出者としてみずから処理するというのが法の精神でございしますし、第一次的なことだろつと思つてございしますけれども、お話のございましたように、中小零細企業の場合に、個々の事業者が完全に処理するということはできないか

と思ひます。そういった場合につきましては、事業官庁等の御協力も得ながら、そういった協業化でありますとか、その協業をして処理施設、処理場等を設置いたします場合につきましての融資のお世話でございますとか、そういったことにつきまして、廃棄物処理のサイドから都道府県にもあつせん、御指導をお願いしていくということである、その地域地域の具体的な問題につきまして、その処理なり対策を講じていく、こういうことにならうかと思ひます。

○岡本委員 一つの例をお聞きますが、静岡の場合ですね、無許可の廃棄物処理業者が山梨県の須玉町ですか、ここに四百トンも無許可で投票をしておる。こういうものの撤去ですね、これはどういうふうにして撤去をし、または処理をするのか。それはケース・バイ・ケースだと言ひますけれども、ケース・バイ・ケースで結局何にもやらなかつたという話になるわけですね。どういう考へでおるのか、これをまずひとつ聞いてみましょうか。

○山下政府委員 実は、まず法律問題といたしましては、現行法におきましては、処分基準に違反した処分をいたしたものににつきましては、処理業者の場合は許可の取り消し、それから事業者の場合は処理方法の改善命令というのがあるだけなんです。そういふ点も考慮いたしまして、今度の改正案、いま御審議をいただいております法律案の中におきましては、十九条の二という規定を設けまして、基準に適合しない処分がなされた場合には、その処分をした者に対して撤去命令、是正命令を出すことができる、こういう法律上の整理をいたしております。

これが従来のと非常に違ひます点は、従来は処理業者なら処理業者、事業者なら事業者という法律の平面に上がつてきたものにつきまして所要の措置をするという程度の法律であつたわけですが、今度は無許可業者であつても、その行為を行つた者に対しては措置命令をかけることができ、こういう規定になつております。それから、

その措置命令をかける対象が法改正後における基準に適合しない処分をした者について適用されることは当然でございますけれども、この法律改正施行前に行われたものについて適用できるかどうかという問題があるわけでございます。その点につきましては、法制当局とも詰めて、その行為がなされた時点においてそのとき定められていた処分基準に違反しておつた、適合していなかつたということであり、かつ、現にその廃棄されておる廃棄物が環境に支障を生じ、または生ずるおそれがあるという状態にあるという場合には、過去のものについても、行為は過去であつても現に廃棄物があるのだから、その行つた者に対して措置命令をかけることができる、このような解釈をいたしておるわけでございます。

したがらうとして、いま御指摘のございました静岡岡におきまして無許可業者が投票をしておる、無許可業者の投票でございしますれば、恐らくその当時に於ける処分基準にも違反した投票になつておるだらうと思ひますので、改正案におきましては、法律論といたしましては、その無許可業者を採し出して、その者に対してしるべき措置命令をかけることができる、こういう法律上の措置は講ぜられることに相なります。

○岡本委員 そうしたら、そういう無許可で、あるいはまた不法投票をした業者に、その廃棄したものを全部また引き取つて処分せよという命令はかけられませうけれども、それを持つた人は今度はどのようにしてそれを処理しますか。たとえばPCBのスラッジの入つたものについて、どういふふうに処分するのか、環境庁。

○西村説明員 スラッジ、いわゆる汚泥に關しましては、それにPCBが含まれておるといふことが明らかである場合には、溶出試験をいたしまして、それに含有せられるPCBの溶出濃度が〇・〇三ppmを超えたら一定基準を超えるという場合には、遮断理め立て、公共水域、地下水域と遮断された構造の埋立地に事業者が理め立て処分をするというのが基準でございします。

○岡本委員 私どもが点検いたしました、静岡の場合がわりにそういったように遮断してやっている。ほかは何にもやっていない。先ほど申しましたように、ほかにもほとんど土手に捨ててあったりして、雨が降ればどんどん流れる、しかも多量のPCBが含まれている。

これについて一つ一つ申し上げている時間もありませんが、私の方の点検したこの資料をお渡ししますから、環境庁、厚生省、それから通産省が集まって、そして都道府県ともよく相談をして、どういうようにしてこれをさちつとしていくのか、このおさめもやってもいい。

なぜかならば、このPCBは御承知のように皮膚障害、肝臓障害、催奇性、こういった慢性毒性がやはりあるわけですし、すでにこの廃棄物処理法の中の有害物質の中に入れていっていると思うけれども、この点についてひとつかつちりしたその後の処理を、私たちが点検をいたしたわけでありまして、から、やってもいい、これを要求いたしておきます。

時間が参りましたが、最後に大臣に。

私も、参議院で何点かの改正点を指摘したわけですが、残念ながら皆さんの同意を得ることができなくて原案のままになったわけでありまして、けれども、この法律はもう完全であるという抜本的な改正まで行っていない。非常にお急ぎになられたらと思うのです。したがって、将来われわれが指摘したような改正点について、さらに御検討をいただいて、前向きな修正を法案にしたいのです。これをひとつ要求をいたしておきたいのです。大臣の所信を承って終わりたいと思えます。

○田中中国務大臣 この法律は、御承知のとおり、昨年六価クロム問題が起って、それを契機にして、現在の法律が非常に不備であるというように、ことが言われたものでございますから、私どもとしては、取り急ぎこの不備な点を改善しようというところで取り組んだわけでありまして、したがって、すべてを万全にするということになれば

もつとも時間がかかるということですが、そういったことも待たないということをやったわけでありまして、最初から私はこの委員会でも、これについてはとにかくとらえ急ぐものを立法しようというところで申し上げたわけでございますので、いま岡本さんが言うとおり、さらに多くを望むといったようなことも出てくるかと思いますが、そういった趣旨でもありあえすものを立法しようとしているわけでございます。

そういうわけで、おたくの党が参議院でいろいろと修正案等もお出しになりましたが、これらのものについて必要なものであり、できる段階になつたならば取り込んでいく方向でございます。そうした趣旨でございますので、完全を望むということも大切ですが、とりあえずということも行政の上では私は必要な場面があるかと思っております。そういったことでどうぞ御理解を賜りたいというふうに思っています。

○岡本委員 もの、一つ、各地方自治体で、産業廃棄物もそうでありまして、この廃棄物の処理の問題につきましてもは相当な負担がかかるわけですね。したがって今後、政府の方、国の方から相当地道府県、地方自治体に対しての助成、わけでも、それと同時にあわせて小規模の事業者に対しての金融あるいはまた助成と申しますか、そういう配慮も重ねてひとつ要望しておきたいと思っております。これもひとつ大臣の御所見を承っておきたい。

○田中中国務大臣 産業廃棄物の行政を推進する場合、地方公共団体がいろいろ関与しなければならぬことは事実であり、そういう仕組みにもなっているわけでありまして、物の性質、事業の性質によつていろいろ考えなければならぬというふうな思いがあります。国の助成になじむもの、あるいはその他指導になじむもの、場合によつてはまた融資、起債等になじむもの等々ございますが、できるだけ本政策が円滑に実施できるよう国としてもできるだけのことはいたしたいかと思っております。

○岡本委員 終わります。

○産業委員長代理 和田君。

○和田(耕)委員 まず大臣にお伺いをしたいのです。(産業委員長代理退席、戸井田委員長長代理着席)

産業廃棄物の中の特に有害な産業廃棄物が出ておるという場合に、少しやかましいですから、静かに願います。

○戸井田委員長代理 御静粛に願います。

○和田(耕)委員 産業廃棄物が出た、しかも有害な場合に、それを出した企業の責任とその地方の公共団体の責任と国のやるべきことというこの三つの問題についてどのようにお考えになつておるのか、まずお伺いしたい。

○山下政府委員 有害産業廃棄物に限らず、産業廃棄物につきましては、現行法におきまして明定されておまして、第一次的には事業者、排出者が責任を持ってこれを処理しなければならぬ、こういうふうな規定がされております。これは大原則であらうと思うわけでございます。しかしながら、それを補完する措置をいたしまして、処理業者に委託して処理する場合も想定いたしてあります。それからさらに事業者、処理業者による処理によつても、なお十分でないというような場合におきまして、市町村は一般廃棄物とあわせ処理をすることができ、都道府県は広域的に処理した方がよろしいというものについて必要と認めるときはその処理を行うことができます。こういうことになつておるわけでございます。そういった見地に立ちまして、地方公共団体、都道府県は産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずべき責務を有しておるわけでございまして、国はこれらに対しまして、地方公共団体の行う責務が十分に果たされるように技術的、財政的な援助を与えるようにしなければならぬ、こういうことが四條の三項に決められておるわけでございまして、基本的には、排出事業者の責任によつて処理する、これがこの法律を流れます基本精神に相なっております。

○和田(耕)委員 これからの私の質問の一つの中心は、いままでの産業廃棄物だけではありません、いろいろな公害といわれるものに対しての対策として、それを出した企業主の責任だということに余りとらわれて打つべき施策がおくれたり、不十分だったりするようなことがなかつたかと思ひになるのか、あるいはそういう点があつたかと思ひになるのか、その点について伺いたいと思います。

○田中中国務大臣 いまの問題は、私は、やはり産業廃棄物は、排出した事業者の責任であるという旗印を掲げておかなければいかまいというふうに思うわけであります。それを、いかにしてこの法目的を達するために事業者が関与をするかというようなことについて、テーゼはテーゼとしながらも、これとよくかみ合わせるところに実はこの政策の妙味があるし、また、その辺は考えねばなるまいということでもあります。ただいままでの種の施策がうまくいかなかったということについては、私、率直に認めたいと思ひます。新しく出てきた政策でございますので、したがって、法律は持つておりましたものの、法律も不備であり、行政の取り組みも私は十分ではなかつたと思ひます。昨年、いろいろな社会事象が起つてまいりました。これではいけないというところとで、われわれは心を新たに、これと行政的にも真摯に取り組みようと思ひ、また法律もこれをできるだけ完備しようというところで決意をし、いま御審議を願つておるような法案を国会に提出したのも、その一端のあらわれでございます。

○和田(耕)委員 そのような心構えは私はいちと申すのですけれども、たとえば産業廃棄物が出た場合に、その原因がまだはつきりしないという場合もあるでしょう。あるいはまた、はつきりしておつても、それに対する対策をやるためには、その企業個々では非常に不十分しかできない、ほとんどできないという場合もあると思ひます。そういうふうなことが非常に多いのがこの実態だと思ひます。産業廃棄物から受ける国民の被害と

る。世間にはときどきこういう議論があるんですけど、本当の話。そうしたあつものにこりてなますを吹くような姿では行政はうまくいかない。ですから、国としてやるべき仕事といえますかやりますか、やる範囲というものは限定されるべきだ。国

として最もあるべき努力の姿というものはどういふものであるか、そういうものを峻別して、そういうものを通じてこういう問題の処理に入っていくということがいいのではないかと。

それについては、いろいろなやり方があると思いますが。また仕事の内容によってあるものは監督をし、あるものは試験研究をしてやる、あるものは助成をしてやる、あるものは融資をしてやる、また、あるものはいろいろな行政上のめんどろを見てやる、いろいろな形のものがあると思いますが、要は、やはり事業者の責任というところに焦点を合わせ、それを補完する、あるいはそれを助長するというようなことでそれぞれの手法を考へるのが正しいのではないかと。何から何まですべて国が引き取るというやり方は、いかなる場合でもよくないと思いますが、そのことを余り強調すると、先生のおっしゃるようなことにもなるというこの反省は常に脳裏に置いてこの問題と取り組むべきものだと思ひます。

○和田(耕)委員 この問題についての参議院の審議の結果、附帯決議が行われておりますけれども、なかなか大事な決議がいろいろとあるように感じますが、その第一に「産業廃棄物の排出および処理に關し、その実態を十分掌握し、生活環境の保全に万全を期するとともに、その指導、監視に必要な職員の充実に努力すること。」つまり、これは産業廃棄物の実態についての情報をしっかりと収集し、確認をして、いろいろ出てきておる生活環境を破壊する問題について、その保全のために努力をする、と同時に指導して、人間を配置するということなんです。つまり、このことなんです、私が特に国とか地方公共団体が積極的に出張していかねばならないと言っていることは、この問題を処理するために、国あるいは地方公共団体から一々役人が出張していくというところは適当でないと思うのです。つまり、こういう問題を処理するための特別の機関、先ほど岡本君が公害処理の株式会社とか何とかいふあれがあったとおっしゃったのですけれども、情報

を適確に処理して集めて、それに対する第一次的な処理をして今後の指導をする、そのような企画あるいは指導の一つの中心機関が今後は必要になってくるのではないかと感じます。つまり、いまはこれを法律に盛り込まないでいいのです。いまはこの法律に盛り込まないでいいのです。不十分であつてもやることはだんだんにやってくるということがあるので、将来の見通しとして、これは複雑多岐ですから、そして今後、いままでいいと思つてたもので悪くなつて出てくるというふうなものが非常に多いですから、そういう問題を含めて正確な情報を整理して、それに対する一次的な対策を指導するということで、その費用は当該産業から取ればいいのです。国は当然そういうふうな形の補助をすべきです。あるいは三分の一なり半分、あるいは公共団体、国が合せて半分くらいは当然出すべきです。そういうふうな考え方で総合的な中心機関、参謀本部的な、立案じやなくて実施もする機関をぜひとも、大臣、この問題は今後の起ってくる予想も考えながら、そういう公的のものを作る必要があると思ひますので、いかがでしょう、将来の問題として。

○田中(国務大臣) いま先生のおっしゃったような、そしてまた附帯決議の第一項にあるようなものは、私は、まさしく行政の範疇に属するものだろうと思ひます。そういうことでございしますので、この法律にもそうしたことに対応するようにな、不完全ではあると思ひますが、条項も入つておりますし、また人も、必要な職員の確保についても、先ほど御答弁申し上げたとおり、今後努力をしていく所存でございします。

問題は、やはり私は地方における実態だろうと思ひます。これについては、先ごろ来いろいろお話がございしましたが、地方においての本政策を円滑にやるための一つの受け皿というものが不十分であろうということについては、私も首肯するにやぶさかではございません。

〔田中委員長代理退席、委員長着席〕

そうした意味で、各地方においていろいろとできてまいつております第三セクターのようなものについては、これは助成をし、拡充強化していくという方向がよろしいのではないかと。やはり全般をスーパバイズするのが行政の仕事だろうと私は思ふ。中央にまで公社方式のようなものをつくつたのでは、どうも焦点がぼやけないかと、いうことでございしますので、私は、ただいまは、いま申し上げたようなことで考えておりますが、先生の御説についても検討することはやぶさかではございません。

○和田(耕)委員 私がたとえば公社的なものと申し上げたのは、行政が直接出張してきますと、やはり企業の責任という問題とのつながりが出てくるのが非常に多いんですね。といって、個人の企業に任せることなしに、総合的にこれをキャッチして、第一次的な対策をしていくという機能が必要なのではないかと。これは役所がすぐやるといふわけにはなかなかいかない問題が多いと私は思ふのです。そのことをぜひとも御検討をいただきたいと思います。これは大体おわかりいただきますね。ちよつとお答えをいただきたいと思ひます。

○田中(国務大臣) これは先生、すべて国が直接やるわけではないので、地方公共団体を通じてやる行政でもございします。したがって、そうした面で行政の場がこれに対応して十分やっていくというところで私は適當であると思ひますが、しかし先生のいらっしゃるような点についても、メリットも全然ないわけじゃございません。そういう点については、今後研究はいたします。

○和田(耕)委員 それから、この附帯決議の第二項、第三項に載せてある項目ですけれども、先ほど私、ヘドロの問題についての工業試験所の例を申し上げたのですが、あれも一種のプロジェクトチームのような形で成功している例なんです。あれは非常にいい例なんです。初台にありますね。つまり「産業廃棄物の減量化、無害化、安定化を図るための中間処理技術の開発」その次の問

題は「廃棄物の再資源化及び有効利用」についての技術その他の方法の開発。つまり厚生大臣、この問題は、いまの六価クロムの問題もそうでしょうし、あるいは水銀、つまりメッキ等の問題もそうだけれども、重要な問題については、素早くプロジェクトチームを編成して、これは厚生省だけじゃ無論ないのです。これは科学技術庁も通産省も農林省も、各関係の機関が必要だけれども、技術者も必要だけれども、素早くそういうものを組織して、起つておる問題を内容的に解決する体制をとっていく、これが必要だと思ひます。

いま幾つになるか、ここで挙げることもできませんけれども、六つや七つはあると思ひます。そういう問題について、ひとつ行政として積極的な姿勢をとって、この問題については、こういうあれをつくつてやっていくのだという構えが必要だと思ひますけれども、いかがでしょう。

○田中(国務大臣) この法律では、出てきた産業廃棄物を適当に処理をするということについて、社会に弊害を流さないようにというのがこの法律の趣旨でございしますが、私は、この附帯決議の二項、三項に書かれておることは、きわめて大事なこと、で、産業廃棄物行政から、また資源利用という面からも大事なことでありまして、先生のおっしゃるとおり、政府といたしまして、こつたことの研究開発に努める所存でございしますし、また民間にもそうした団体があるようございします。また、そうしたところを助成する、官民一体になって今後この方向にとり進めるべきものであるというふうに思ひます。

○和田(耕)委員 これで終わりますけれども、特に私、きょう指摘したことは、産業廃棄物だけではありません、これは原子力発電の問題でも、添加物の問題でも、公害と言われる問題でも、追加物の問題でも、必要でないものであれば、こんなもの、会社なんかつぶれてもいいのです。そういう企業はなくてもいいのです。しかし大部分は国民の生活にとって必要なも

のです。そういうことから、こういう問題をどのようにすれば国民の害を少なく、あるいはなくして、そして、この会社がうまくいくようにということは、個々の会社ではできませんよ、そういう問題は、これは政府なり地方公共団体が積極的に出張って指導をするということが必要だと思ふのです。そのことをひとつ強調したいと思ひまして、御質問申したわけです。

それで、具体的にたとえばメッキ工場のような場合には、先ほど資金の融資はするけれども補助金は出さないというお考えを出されておりましたけれども、補助金を出してもいいんですよ、あるいは補助金の形でなくても、他のところから金を取ってきて、そういうものをつくる場合にはやってもいいのです。そういうところに当面起こっている緊急な事態を解決するための行政の責任というものを、特にこの問題についてはお考えいただきたい。

私、申し上げるのは、断りますけれども、各企業企業の責任を軽減するわけではありません、ありませんけれども、それを余りやかましく言っている、やるべきことがやられないようなおそれがある、ということをおそれるために申し上げておるわけでございまして、どうかひとつよろしくお願ひをいたします。

ありがとうございます。

○熊谷委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○熊谷委員長 ただいままでに委員長の手元に石母田達君、田中美智子君及び寺前巖君から本案に対する修正案が提出されております。

その趣旨の説明を求めます。田中美智子君。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法

修正案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○田中(美)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、ただいま議題となりました廃棄物処理法改正案に対する修正案について、その提案理由を説明させていただきます。

すでに労災補償を行った死亡者二十一名を含む多数の被害者を出した六価クロム事件を契機に、産業廃棄物処理の危険な実態が明るみに出て、廃棄物処理法の抜本的改正を求める世論が急速に盛り上がったのであります。大企業の利潤第一、健康無視の悪質な行為には、ほとんどざる法に近い現行法の不備は、日本共産党が法制定時から一貫して指摘してきたところであります。

政府が今国会に提出している廃棄物処理法改正案は、世論に押されて、不法投棄の現状回復命令の採用など、一定の規制の強化を図ったものではあります。

第一に、産業廃棄物に対する規制の強化を行い、産業廃棄物の広域的処理に関する国の責務や事業主の処理責任を明確にいたしました。また処理業者が不法投棄を行った場合に、委託した事業主者に対しても、原状回復命令等を出せることなどを定めました。

第二に、中小企業に対する援助につきまして、国及び都道府県は、中小企業が行う廃棄物の処理に対し、財政上、技術上の援助を行うとともに、最終処分地の確保について協力する義務を負うこととしたのであります。

第三に、一般廃棄物の改善につきましては、市町村負担を軽減するため、処理施設等に対する国庫補助率を三分の二以内に引き上げること、最終処分地の取得に対する国庫補助制度を新設するとともに、不法投棄者が地方自治体である場合でも、原状回復命令が出せることといたしました。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○熊谷委員長 この際、修正案について内閣の意見があればお述べ願ひます。田中厚生大臣。

○田中厚生大臣 ただいま御提案のありました修正案につきましては、政府といたしましては反対でございます。

○熊谷委員長 これより本案並びにこれに対する修正案を討論に付します。討論の申し出があらうので、これを許します。大橋敏雄君。

○大橋(敏)委員 私は、公明党を代表して、廃棄物及び清掃に関する法律案及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対し、若干の意見を述べ、賛成の意を表明するものであります。

わが国の一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量は、現在、年間五億トンとも七億トンとも言われる膨大な量に達しております。また石油化学工業を中心とした近代産業の目覚ましい発展に伴って、有害な化学物質や重金属を含む多種多様な廃棄物が生み出され、廃棄物処理上、重大かつ深刻な問題が数多く生じていることは御承知のとおりであります。

処理施設の未整備、処理技術の未開発、最終処分地の絶対的不足、また事業者や処理業者の不法投棄や不適正な処理の横行、それらに伴う環境汚染の多発、さらに処理施設の建設をめぐる地元住民とのトラブル等々、いずれも解決困難な問題が山積しているのが現状であります。

このような現状は、これまでのように廃棄物を収集し、中間処理し、埋め立てや海洋投棄をするといった排出された廃棄物を単に後始末するだけの現行の処理体系と方法によつては解決できないことは言うまでもありません。根本的な打開を図るためには、廃棄物の排出をより少なくなる産業社会構造への転換や製品商品構造の改善などが必要であります。

このような現状は、これまでのように廃棄物を収集し、中間処理し、埋め立てや海洋投棄をするといった排出された廃棄物を単に後始末するだけの現行の処理体系と方法によつては解決できないことは言うまでもありません。根本的な打開を図るためには、廃棄物の排出をより少なくなる産業社会構造への転換や製品商品構造の改善などが必要であります。

た廃棄物を再生利用または再資源化していく対策が強力に推進されていかねばなりません。

しかるに、残念ながら政府案はかような観点を踏まえた改正の域には至っていないのであります。

その概要は、現状では廃棄物の処理が単に中間処理を施して埋め立てや海洋投棄など、環境還元的処理にゆだねられていく現状を改めるため、地方公共団体の責務として廃棄物の再生利用の明記、これに対する財政的、技術的援助についての国の責務を義務規定とする、さらに市町村は一般廃棄物の処理計画とあわせて廃棄物再生利用計画を定めることができること、市町村長は適正処理困難物の製造、販売等の事業を行う者に対し、回収等の勧告をすることができるとすること、また一定の事業者が産業廃棄物の処理状況についてその処理状況を報告すること、事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、処理業として許可を受けた者でなければ委託してはならない、さらに受託者に対して産業廃棄物の組成物質、有害性等を告知すること、市町村が設置する一般廃棄物再生利用施設の設置に要する費用について国庫補助並びに国が資金の融通、あつせん等

に努めるものとする等々であります。

以上のとおりであり、当面する廃棄物処理問題の解決を図るためには、これらの処理を法制化することが緊要であります。一方、政府提出案が現行法よりは現状を改善するものであることは認められるところであり、今後政府において、参議院提出のわが党改正案の主張する点を十分しんしゃくして一層の改善を早期に実施することを強く要望して賛成の討論を終わるものであります。(拍手)

○熊谷委員長 以上で討論は終局いたしました。

○熊谷委員長 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、石母田達君外二名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長 起立少数。よって、本修正案は否決いたしました。

次に、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○熊谷委員長 この際、住来作君、村山富市君、石母田達君、大橋敏雄君及び和耕作君から、本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。住来作君。○住来委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党、革新共同、公明党及び民社党を代表いたしますして、本動議について御説明を申し上げます。案文を朗読して、説明にかえさせていただきます。

す。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

一 産業廃棄物に関する処理基準、構造基準、維持管理基準、有害産業廃棄物の処理委託基準等の制定、改正及びこれらの運用に当たつては、産業廃棄物の不適正な処理による環境への悪影響を防止する見地にたつて、万全の配慮を加えること。

二 産業廃棄物の適正な処理に資するため、無害化、減量化、安定化を図り、資源化、再利用を促進するための技術開発に努めること。

三 産業廃棄物の処理に関し、事業者処理責任の一層の徹底を図り、あわせて中小零細企業に対しては、産業廃棄物の共同処理の推進、その他の援助を強化するとともに、産業廃棄物の最終処分地の確保を図るため、地元対策を含め用地のあつせんを行う等その支援対策を積極的に講ずること。

また、市町村による一般廃棄物の最終処分地の確保が著しく困難な場合について、国及び都道府県がその用地の確保に協力すること。

四 産業廃棄物の資源化再利用を促進することとし、このために必要な回収体制の整備、再生品の品質の規格化、市場の確保対策等に積極的に取り組むこと。

五 事業者に対し、廃棄物となつた場合に適正な処理が困難となる製品、容器等の製造、加工、販売等を行わないよう指導を徹底するとともに、適正な処理が困難な製品、容器等については、必要に応じこれを回収、処理させるよう指導すること。

六 産業廃棄物処理行政を円滑に推進するため、産業廃棄物の排出及び処理の実態を十分に把握し、指導監視に必要な職員の充実に努

めるとともに、国及び地方を通じ、関係行政機関の連携を密にし、行政の一体的運用を確保すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○熊谷委員長 本動議について採決いたします。

本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長 起立総員。よって、本案については、住来作君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田中厚生大臣。

○田中大臣 ただいま御議決になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でございます。

○熊谷委員長 なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○熊谷委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書の作成に同意〕

○熊谷委員長 次に、クリーニング業法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件について橋本龍太郎君から発言を求められておりますので、これを許します。橋本龍太郎君。

○橋本(龍)委員 本件につきましては、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、四党委員の協議に基づく試案がございます。各委員のお手元に配付してありますが、四党を代表して、私からその趣旨を御説明申し上げます。

近年クリーニング所数の増加に伴って、クリーニング所であつた物の量は著しく増加してい

ると思われ、かつ、その内容も複雑多岐なものと なつてきております。

クリーニング業法第三条第三項において、営業者が公衆衛生上講ずべき措置が定められておりますが、このような事情から、それらの措置の確保が必ずしも十分に行われぬおそれもあるやに聞いております。

本案は、そのような情勢を背景として、クリーニング所の従事者の当該業務に関する知識及び技能を高めるために講ずべき措置に関し、必要に応じて都道府県が条例で定めることができるものとしてあります。

この際、私は四党を代表いたしまして動議を提出したいと思ひます。

お手元に配付してあります試案を成案とし、これを本委員会提出の法律案と決定されんことを望みます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

クリーニング業法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○熊谷委員長 ただいまの橋本龍太郎君、枝村要作君、大橋敏雄君及び和耕作君の動議について御発言はございませんか。御発言もございませんので、本動議について採決いたします。

橋本龍太郎君外三名提出の動議のごとく、お手元に配付いたしました草案を成案とし、これを本委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議は

ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○熊谷委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次回は、明十九日水曜日午後二時十五分理事
会、二時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物
処理施設整備緊急措置法の一部を改正する
法律案に対する修正案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物
処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案
の一部を次のように修正する。

第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律の
目次の改正規定の次に次のように加える。

第二条第三項を次のように改める。

3 この法律において「産業廃棄物」とは、事
業活動に伴って生じた廃棄物（通常の家庭生
活から生じた廃棄物と同種のもの又はこれと
併せて処理できるもので、政令で定める事業
者の事業活動に伴って生じたものを除く。）
をいう。

第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第
五条の改正規定の次に次のように加える。

第六条の次に次の二条を加える。

第六条の二 市町村は、その区域内における一
般廃棄物を他の市町村の区域内において処分
（一般廃棄物処理業者に委託して行う処分を
含む。）をしようとするときは、あらかじめ、
当該市町村と協議しなければならない。

（国又は都道府県の広域的処理）

第六条の三 国又は都道府県は、政令で定める
ところにより、市町村による最終処分が著し
く困難である一般廃棄物につき、広域的処理
の措置を講ずるものとする。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法
律第七条第五項の改正規定中「前条第三項」を

「第六条第三項」に改める。

第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第
十二条第五項第一号の改正規定を次のように改め
る。

一 次に掲げる物質を厚生省令で定める判定
基準を超えて含む産業廃棄物を生ずる施設
で政令で定めるものが設置されている事業
場

イ カドミウム及びその化合物

ロ シアン化合物

ハ 有機燐化合物（ジエチルパラニトロフ
エニルチオホスフェイト（別名パラチオ
ン）、ジメチルパラニトロフエニルチオ
ホスフェイト（別名メチルパラチオ
ン）、ジメチルエチルメルカプトエチル
チオホスフェイト（別名メチルジメト
ン）及びエチルパラニトロフエニルチオ
ノベンゼンホスホネイト（別名EPN）
に限る。）

ニ 鉛及びその化合物

ホ 六価クロム化合物

ヘ 砒素及びその化合物

ト 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化
合物

チ ポリクロリネイテッドビフェニル（別
名PCB）及びその他の有機塩素化合物

リ 銅

ヌ 亜鉛

ル 鉄

ヲ マンガン

ワ クロム

カ その他政令で定める物質

第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第
九条の改正規定の次に次のように加える。

第十条の見出し中「地方公共団体」を「地方
公共団体等」に改め、同条第三項中「都道府
県」を「国及び都道府県」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 国は、都道府県の区域を超えて

処理することが適当であると認められる産業
廃棄物に関する全国的な処理計画を定めなけ
ればならない。

第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第
十二条第四項の改正規定中「第一項」に、「の下
に」「又は保管の方法の変更を」「保管の方法の
変更又はその産業廃棄物に係る事業場の操業の停
止」に、を加える。

第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第
十二条に三項を加える改正規定中「次の三項」を
「次の四項」に改め、同条第六項を同条第七項と
し、同条第五項の次に次のように加える。

6 前項の産業廃棄物処理責任者の資格及び職
務については、政令で定める。

第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第
十三条第一項の改正規定の次に次のように加え
る。

第十三条第二項に次のただし書を加える。
ただし、産業廃棄物のうち、一般廃棄物と
同種のもの、一般廃棄物と併せて処理できる
ものの収集、運搬及び処分に必要な費用に
ついては、当該事業者の事業規模、当該廃棄
物の量等に応じ、減免することができる。

第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第
十五条の改正規定を次のように改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設を設置しよう
とする者は、厚生省令で定めるところにより、
都道府県知事の許可を受けなければならない。

なければならない。

4 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係
る産業廃棄物処理施設の構造の変更をしよう
とするときは、都道府県知事の許可を受けな
ければならない。

5 第二項の規定は、前項の許可について準用
する。

6 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の構
造又は維持管理が第二項又は第三項に規定す
る技術上の基準に適合しないと認めるとき
は、その設置者又は管理者に対し、当該産業
廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又
は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使
用の停止を命ずることができる。

第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第
十八条の改正規定を次のように改める。

第十八条中「この法律の施行に必要な限度
において」を削り、「管理者」を「設置者若し
くは管理者」に、「し尿浄化槽」を「し尿浄化
槽」に、「保管」を「量、種類、保管」に、「維
持管理」を「構造若しくは維持管理」に改め
る。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法
律第十九条の二の改正規定中「第六条第二項の規
定により当該処分を行った市町村及び第十条第二
項又は第三項の規定によりその事務として当該処
分を行った市町村又は都道府県を除くものとし、」
を削り、「規定に違反する」を「規定による」に
改める。

第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第
二十二条の改正規定を次のように改める。

第二十二条中「市町村」を「都道府県又は市
町村」に、「一部」を「三分の二以内」に改め、
同条第一号中「一般廃棄物処理施設」を「ごみ
処理施設及びし尿処理施設」に改め、同条第二
号中「行なう」を「行う」に改め、同条の次に
次の二号を加える。

三 運送車両等の購入に要する費用

四 最終処分地の取得に要する費用

第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二條の改正規定の次に次のように加える。

第二十三條中「国は」の下に「前項に定めるもののほか」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

国又は都道府県は、中小企業者に対し、その者に係る産業廃棄物の処理（委託による処理を含む。）について財政上及び技術上の援助を行うとともに、当該産業廃棄物の最終処分地の確保につき協力するものとする。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五條の改正規定中「又は第十四條第一項若しくは第五項」を「第十四條第一項若しくは第五項又は第十五條第一項若しくは第四項」に改める。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十六條の改正規定中「第十五條第二項若しくは第四項」を「第十五條第六項」に改める。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十七條の改正規定中「又は第十五條第一項」を削る。

第一条のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十八條の改正規定中「（第十五條第五項において準用する場合を含む。）」を削る。

附則中第八條を附則第九條とし、附則第三條から附則第七條までを一条ずつ繰り下げ、附則第二條第一項中「又は第十五條第二項及び第五項」、「又は第十五條第一項」及び「又は産業廃棄物処理施設」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を附則第三條とする。

2 この法律の施行前に産業廃棄物処理施設の設置につきこの法律による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條第一項の規定による届出をした者は、当該産業廃棄物処理施設についてこの法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五條第一項の許可を受けたものとみなす。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（検討）

第二条 政府は、事業者がその製造、加工、販売等に係る製品、容器、包装等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難となるものの製造、加工、販売等をしようとするときは、事前に厚生大臣の許可を受けなければならないこととするとともに、当該廃棄物となつたものを事業者の責任において回収及び処理をする義務を負ふこととする制度に関して検討を加え、その結果に基づき、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

本修正の結果必要とする経費

昭和五十一年度において百八十億円の見込みである。

クリーニング業法の一部を改正する法律案

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。
（業務従事者に関する措置）

第四条の二 都道府県は、クリーニング所について第三条第三項に規定する措置を確保するため特に必要があると認めるときは、条例で、営業者が当該クリーニング所の業務に従事する者の当該業務に関する知識の修得及び技能の向上につき講ずべき措置に関し、必要な事項を定めることができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

理 由

クリーニング所における公衆衛生上の措置を確保するため、必要に応じてクリーニング所の業務

に従事する者の資質の向上を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。